第三章　室町時代の高槻

第一節　幕府・守護勢力の展開

南北朝末期の守護の動向　北朝足利方の勝利は、将軍義満のもとでいよいよ動かしがたいものになっていったが、他方幕府内部の有力武将平の対立も止むことを知らなかった。永和四（一三七八）年十一月、いったん北朝に降っていた橋本正督はふたたび南朝方となり、幕府勢内部で管領細川頼之に対する反撥が強まった機をとらえて、紀伊守護細川業秀の陣営を攻撃した。摂津守護細川頼元（基）が総大将となり丹後守護山名氏清・播磨守護赤松義則らが救援にむかい、橋本正督をいったん退けたものの、諸将兵は細川頼之を内部から支える意志はほとんどなく、救援軍も戦線から離れていった。そこで正督の反撃にあい、幕府は総崩れとなり、細川氏は義満からも不興をかい、かわりに山名義理・氏清兄弟が正督攻撃に向った。もはや摂津守護細川頼之では兵は動かせない事態となっていた。康暦元（一三七九）年閏四月、反細川頼之派の京極高秀らが将軍義満に頼之追放を強要した。義満はこれに屈し、頼之に京都退出を命じ、摂津守護細川頼元ら以下一族・被官三〇〇騎とともに京都を出、摂津西ノ宮から船に乗り、四国に落ちのびたのである。これを康

暦の政変というが、このことによって幕府の枢要を掌握した斯波義将は細川頼元の摂津守護職を罷免し、斯波の与党であった渋川長寿王（満頼）を摂津守護職に任じた〔小川信『細川頼之』〕。この康暦の政変が一つの原因となって住吉郡において守護職を与えられていた楠木正儀も幕府から離れ、かわりに橋本正督攻撃の先兵となった山名氏清に守護職が与えられたのである。山名氏清は同時に和泉守護職にも任ぜられて堺津に守護所を営み、妻子などをともなってここに住んだものと思われる。堺津が大きく発展する一つの契機がつくられたといえよう。

写128　細川頼之墓所〔地蔵院〕（京都市右京区山田）

いったん四国に下った細川頼元は永徳元（一三八一）年春になって将軍義満から赦免されて上洛し、六月には義満を京都の自宅に招いて感謝の宴を催しているほどである。これには政敵管領斯波義将も出席したが、和解したわけではなかった。義将の不満は募り、九月には管領辞任を申し出たが義満の慰留をうけている。永徳三年、義満は源氏長者・淳和・奨学両院の別当となり、さらに准三后の宣下をうけ、いよいよ権威と権力をあわせもった地位を確立しようとしていた。その頃将軍義満の側近に侍していた細川頼元に、その年に摂津守護職が再び与えられたものと思われる。永徳三年十一月に細川頼元は幕命をうけ、被官長塩六

郎次郎に摂津国内の諸関所において南禅寺の用材には関銭を徴集しないで通過させるよう指示したりしている。細川氏の棟梁頼之はまだ四国にいたが、この頼元が在京して政権中枢とのつながりを保っていたのである。この守護細川頼元のもとで守護代などとして、長塩・奈良・庄・内藤らが京都や摂津で活躍したのである。至徳元（一三八四）年の十二月から翌年の六月にかけて高野山領摂津国昆陽寺庄西方で乱暴人があって、

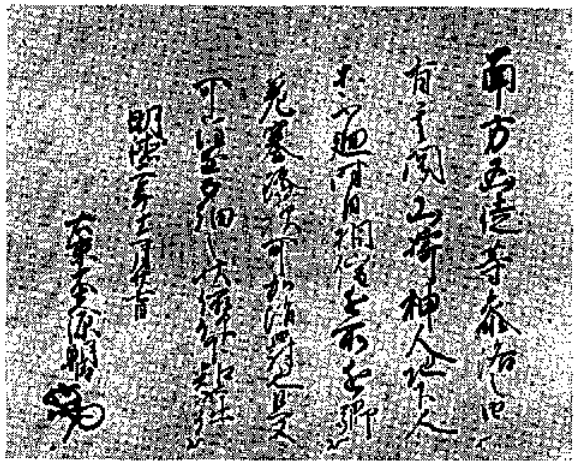

写129　室町幕府管領奉書（難宮八幡宮文書）

その排除を幕府が細川頼元に命じた時、奈良又四郎・庄十郎三郎・内藤弾正左衛門尉らが現地で動いている。また嘉慶二（一三八八）年十二月、長塩の代官景家が摂津国中条粟生村内の菩提寺別当職の半分を預け渡せという奉書発令に当っている。北摂武士三宅氏村なども頼元被官として次第に重きをなしてきていた〔小川信前掲書〕。

明徳二（一三九一）年三月、管領斯波義将は将軍義満との意志の疎通を欠いたこともあってか、突然、管領職を辞し、分国越前に下向した。将軍義満は早速細川頼之に上洛を命じ、頼之の上洛をまち、摂津守護細川頼元を管領に任じた。六三才の老将頼之はその政務を後見し、幕政中枢に復活したのである。

この細川体制は義満政権の安定強化に大きな役割を果し

た。その重要な事件が、摂津国住吉・東生両郡の統治に責任をもつ守護であった山名氏清の叛乱であった。明徳二年十二月、山名満幸の勧誘をうけて氏清が和泉で叛乱を起した。これに対し細川頼之・頼元、摂津西成郡の守護職をもっていた赤松義則・斯波義重・畠山基国・同満家・今川泰範・大内義弘らを将とする大軍団が結成され、京都に突入しようとした山名軍と戦ったのである。頼元らは一族二千余騎で中御門西の大宮右近の馬場（現・京都市上京区丸太町智恵光院付近）に布陣し、頼元は管領の立場から十二月二十七日、大山崎の離宮八幡宮の神人・地下人らに対し、近隣近郷の住人を動員して、山名勢が京都に入る路次を妨害せよと命じている。戦いは大晦日に京都で戦われ、一日のうちに勝敗は決し、氏清は戦死した。この戦いによって高槻地方は何の被害もうけなかったが、摂津国南部の山名勢力は一掃され、細川勢力が決定的な地歩を築いたのである。

銭原と絶海中津　建仁寺僧絶海中津は土佐の豪族津野氏の出自で、晩年の夢窓疎石のもとにあって法を問うたこともあったが、のち建仁寺に移り、広安元（一三六八）年に入明し、永和四（一三七八）年に帰朝した。法兄である義堂周信とともに、五山文学の双璧と称され、帰朝

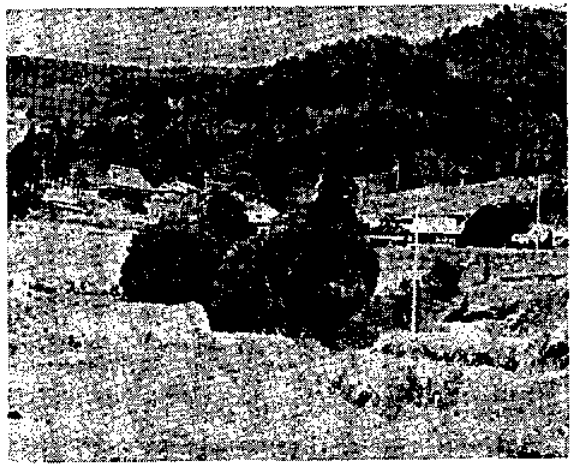

写130　銭原旧村付近（茨木市銭原）

後は、甲斐の恵林寺などに住したこともあったが、永徳三（一三八三）年九月、将軍義満に請われて鹿苑院に住した。しかし至徳元（一三八四）年、将軍義満に直言することがあって忌諱にふれ、摂津銭原（現茨木市内）に隠れた。直言の内容は明らかではないが、翌年秋頃までここにいて、阿波にいた細川頼之に招かれてそこに移り、翌三年三月義満に許されて帰洛するまで謹慎していたのである（辻善之助『日本仏教史』中世篇之三）。

細川守護体制の確立

細川守護　明徳三（一三九二）年閏十月、南朝の後亀山天皇が上洛し、北朝の後小松天皇に神器を渡して、ながい南北両朝の対立抗争にほぼ結着がついた。南朝の内部にはこの合一に反対する勢力があって、なお抵抗を試みるものがいたが、もはや組織的なものではなかった。一方、足利義満は応永元（一三九四）年十二月に将軍職を子義持に譲り、自らを法皇に擬し、事実上の日本国王としての政治の実現に執念をかけていた。そして応永四年、細川頼元の子満元が摂津守護になった。満元は童名を聴明五郎といい、元服加冠にあたり将軍義満から諱字「満」をもらい「満元」と称した。ここで摂津守護家細川氏の主要人物の系譜を書くと見開き（五八〇・五八一ページ）の如くなる。

守護が任国内の支配体制を確立するということはどのようなことであろうか。鎌倉幕府によって全国的に守護がおかれ、有力御家人が任命された。職掌は京都・鎌倉など大番役勤仕（警固役）のための任国内の御家人を召集すること、国内の謀反人・殺害人等の逮捕・処罰のことなど、軍事・警察を中心とした仕事であった。しかし鎌倉時代末期には、守護は任国内の地頭・御家人と主従的関係を結んで領主化し、国内の荘園支配にも関与し、さらに分業流通をも編成するような動きをする。このように守護は自らの任国内に対して、その軍事力を背景として君臨するような動きをとるのであるが、そしてこれが守護支配体制確立の具体的

な動きなのでもあるが、他方、本来室町幕府が国家権力の事実上の掌握者として全国的な統治を続けてゆくためには、荘園領主の利害をも守り、荘園を守護が私的に侵略するような事態は阻止しなければならなかったし、守護も幕府から任免される官僚的地位にあるものとして、公的な機能を果す能吏ではありえても、支配権を世襲化し、私的支配を実現する領主であってはならなかった。この矛盾が摂津守護細川氏のなかでどのように具体的にみられたかをたどらなければならない。

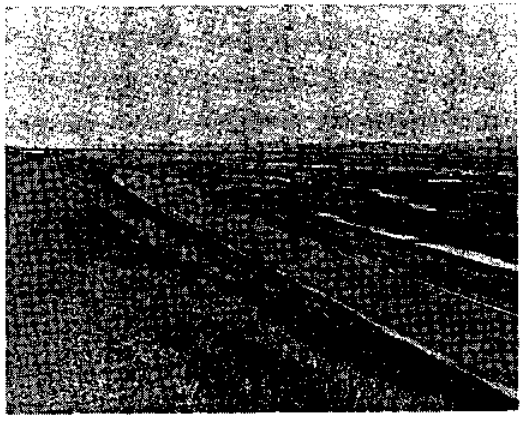

写131　淀川堤防から鳥飼の沃野を望む

応永五（一三九八）年四月、幕府は摂津守護細川満元に対して、神部三郎兵衛尉なる人物が支配していたことのある摂津国安満木工庄において、いまなお押領を続けている勢力があり、これを排除して、嵯峨法輪寺から派遣されてくる雑掌快円が円滑に荘務を執り得るよう支援させようとした〔中世一五三〕。この命令をうけた細川満元は、守護代官である長塩備前入道にその旨を伝え、その実行の手筈を整えることを命じている〔中世一五四〕。さらにこの守護代長塩から現地にいる武士に対し実行の命令が伝えられるのが普通であるが、その命令を伝える文献は残っていない。幕府へ法輪寺から安満木工庄に関する要求が提出され、それが現地で実行されるまでには、多様な手続と日数を要するのである。また応永六年四月、今出川公行（きんゆき）に左馬寮領であった

〔細川氏系図〕

満元
童名聡明五郎、右馬頭、右京大夫、応永四（一三九七）年～応永三十三（一四二六）年摂津守護、応永十九年～応永二十八年管領職、応永三十三年十月十六日卒、四十九才、法名道観、道号悦道、号岩栖院

持元
童名聡明五郎、将軍義持より諱字を賜い持元と名乗る、右馬頭、右京大夫、武蔵守、応永二十三年～永享元（一四二九）年摂津守護、永享元年七月十四日卒、年三十一、法名常秀、道号玉峯、号性智院

持之
満元二男、童名九郎、中務少輔、右京大夫、将軍義持の諱字を与えられ持之と名乗る、永享元年～嘉吉二（一四四二）年摂津守護職、永享四年から管領職、嘉吉二年八月四日卒、年四十三、法名常喜、道号春岳、号弘源寺

勝元

童名聡明六郎、将軍義勝の諱字を与えられて勝元と名乗る、右京大夫、武蔵守、嘉吉二年～文明五（一四七三）年摂津守護、文安二（一四四五）年管領職、時に十六才、享徳元（一四五二）年管領職再任、応仁二（一四六八）年管領職三任、文明五年五月十一日卒、年四十四、法名宗宝、道号仁栄、号龍安寺

政元

聡明九郎、将軍義政の諱字を与えられ政元と名乗る、右京大夫、武蔵守、文明五年、八才の時から永正四（一五〇七）年まで摂津守護、文明十八年管領職、長享元（一四八七）年管領職再任、延徳二（一四九〇）年管領職三任、明応三（一四九四）年管領職四任、永正四年六月二十三日卒、四十二才、法名宗興、道号雲関、号大心院

澄之

九条政基子、丹波守護

澄元

細川義春子

高国

六郎、右京大夫、武蔵守、永正五（一五〇八）年～大永二（一五二二）年摂津守護、管領職、享禄四（一五三一）年六月八日、尼崎で自害

鳥養東西牧を返却するようにとの将軍義持のものと覚しき御書が与えられたが、その斡旋をしたのは日野重光である。彼の妹康子は将軍義満の室、次の妹栄子は将軍義持の室、また娘二人はのち将軍義教の妻となり、当時飛ぶ鳥も落す勢の公家であった。左馬寮とは皇室および中央政府の馬を調達し飼育する官衙で、その馬を放牧する牧場を京都近辺に多くもっていたが、それが貴族の私牧場になっていったし、また名は「牧」がついているが、事実上は耕地に開発されてしまっているものも多かった。鳥養東西牧に当時まだ放牧されていたかどうか明らかではない。今出川家の安堵は永享七（一四三五）年八月になって実現している〔中世一七三〕。このように荘園の再確保がそれぞれの荘園の支配主である貴族から将軍に要求され、その実施が守護に求められるのである。応永十一年七月、すでに将軍職を辞していた足利義満は、烏丸光有に富田庄を料所として与えた。富田近辺が美田であり、皇室の稲田があったことはすでに述べたが、その近辺の耕地が義満の手で烏丸家に与えられた。そのことが管領畠山基国を通じて、いいかえれば幕府を通じて摂津守護細川満元に伝えられた〔中世八・一五九〕。

以上のように貴族と義満や将軍さらに幕府との間で仕立てあげられた事柄が、そのまま忠実に実行されるのであれば、守護は幕府の走狗にすぎない。しかし事実はそうではなかった。嘉吉三（一四四三）年二月、春日神社権預中臣祐憲が京都の万里小路時房のもとに来て次のように語った。春日神社祭礼の時、御戸開のための神供料にあてていた安満庄名主職からの収入が絶えた話をした。これは摂津守護細川持賢が近年、家臣の給分に充当してしまったことに原因していたのである。それで嘉吉二年秋、冬季の祭礼を前にして幕府に訴え、奉行飯尾備前入道常遍と飯尾加賀入道真妙との合判の奉書が守護細川に発せられて、この横暴を停

止せよと命ぜられたにもかかわらずいまになっても実行されていない。来たるべき祭礼日までに解決しなければ、神供を欠き御戸開はできず祭礼は勤められないが、さきに奉行から催促してもらっても実行されなかった経過があり、守護を信頼できない。管領畠山持国か細川勝元と直接交渉したいので、仲介の労をとって欲しいというものであった。時賢はいずれにしてもまず細川勝元にあたってみようと返事をしている。そしてその日のうちに細川勝元の叔父にあたる持賢にそのことを相続するため出むいたが、前夜より病気のため寝こんでいたため、家臣の小川にそのことを伝えて帰宅した〔中世一八〇〕。

幕府の威令は遵守されず、守護と家臣との主従関係が荘園を私物化し、名主職をかってに恩給することを媒介として進展していたことがわかる。将軍・幕府権力の失墜がどのようにして起ったか。この直接の原因は三年前の嘉吉元年六月、将軍義教が赤松満祐に謀殺されたいわゆる嘉吉の乱によって、幕府の諸守護や諸武士に対する支配体制が動揺していたことにもよる。それにしても嘉吉三年この年、細川家当主勝元は僅か一四才である、そのため庶流の叔父持賢が後見人的立場にあり、しかもまた当時細川持賢が守護であった。この結果がどのようになったか明らかでないが、摂津守護細川氏のもとに去年奉書が発せられてもそれが実行されなかったということと考えあわせて、守護独自の判断で実行しなかったのではなく、現地にあって行政を実行する守護代、さらに名主職をもらった給人（家臣）のなかにそれを実行しない動きがあったと考えた方がよい。守護とその家臣団の間に実は大きな隔たりがあったのである。このようにみると守護体制の確立とは、外部勢力であった貴族や寺社のいわゆる荘園領主層にとっては、次第に自分たちの政治・経済の地盤を喪失させるものとして映じたが、守護体制内部からみると実は内部矛盾の深まりに外ならなかった。

第二節　在地武士の動向

幕府奉公衆と守護被官衆　摂津国内にいた武士といっても、守護細川氏やその代官たる長塩・庄などは一族の本拠が四国阿波などにあり、武士としての地位も上位で、摂津国内に対しては将軍や守護など上位の主君・主家から一定の権限が与えられ、公的な軍事力警察力を動かしてその地位と支配が守られるものである。それに対して現地に本拠をもち、先祖伝来の館・城をかまえて、近隣の住民を小規模ながら軍兵に編成して、将軍に直属し、また守護・守護代の家臣として奉公することもあれば、私兵を動かして主君・主家に反抗し、近隣の武士と境界争いをするものもある。これらが「殿原」とよばれる人々である。さらに日常は自ら耕作に従事することもあるが、家族・親戚縁者を結束して武力を行使することもあるような農民に近い武士もいる。名主とよばれるような住人は、他方ではこのような武士であると考えてもよい。ここでは「殿原」とよばれるような武士の動向についてふれておこう。

文安二（一四四五）年八月から翌年の七月までの一年間に、大和談山神社支配下にあった鵜殿の関所でどれほどの収入があり、また支出があったかを書きあげた帳簿が残っている。その支出のところをみると、「地下の殿原たちが西宮参詣の時の祝儀酒の代金」「守護代長塩の中間が来訪した時の酒代」「四月十六日大雨の時、堤防を築かせに殿原が来た際の酒代」などがあげられており、殿原が西宮に参詣したり洪水浸水防止のための土木工事の現場指揮をとったりしていたことが知られる（『中世一八二』）。

このような「殿原」を「国人」とよんだりしているが、それぞれ農村内に根をおろし、領主として農民らを支配しているところから歴史的な概念としては在地領主などとよばれている。これらの国人は身分は侍であるが室町将軍に直属している奉公衆とよばれるもの、また守護に属しているもの、あるいは地方寺院の寺僧であって侍身分ではないが、寺院付近の農村に蟠居して、事実上武士と同じような動きをするものなど、その在り方は多様である。

まず将軍直属の奉公衆についてふれよう。康正二（一四五六）年に内裏造営のため諸国の荘園・公領をとわず段銭などを徴集したことがある。同年五月三十日高橋左京亮が摂津島上郡の段銭六五〇文を京都に送っている。また六月二十二日には楢原左京亮が摂津国原の内龍屋段銭一貫三二五文を京進している〔中世一八九〕。この段銭の賦課は一段につき一〇〇文宛であったと思われるから〔『毛利家文書』一〕、高橋・楢原がここで納入していたのは、段銭総額のうちの一部分にすぎないものと思われる。この記録が完全に整っており、また段銭納入を忠実に完遂した額が明示されておれば、彼らが支配していた所領の全面積が判明するが、それはこの記録が一部分の記述にすぎないという性格上、不可能である。さてここに記載されている高橋・楢原は将軍に直属する武士で、「馬廻衆」・「近習」・「奉公衆」などとよばれ、将軍親衛隊である。この奉公衆は三代将軍義満の頃にほぼ完成したといわれているが、それは五つの番からなり、その番にはそれぞれ数百人の武士がおり、全体で二千人乃至三千人であったと考えられている。彼らは在京奉公を原則とし、将軍直轄地（御料所）を与えられ、そこから一定の年貢を将軍に納入するが、その年貢の一部が彼らの財源であった〔佐藤進一『室町幕府論』〕。したがって高橋が島上郡段銭分を京送したというが、もちろんこれは島上郡全体の段銭ではなく、島上郡内

の将軍の直轄領のなかから、奉公衆である高橋に預けおかれた部分に課せられた段銭だけを納めたものであろう。富田には皇室領である御稲田があった（その場所は不明である）ことはすでに述べたところであるが、ここには公領もあり、それが室町幕府の御料所として支配されていたと思われる。そしてその一部が三代将軍義満によって烏丸家に寄進されたのであろう〔中世八・一五九〕。

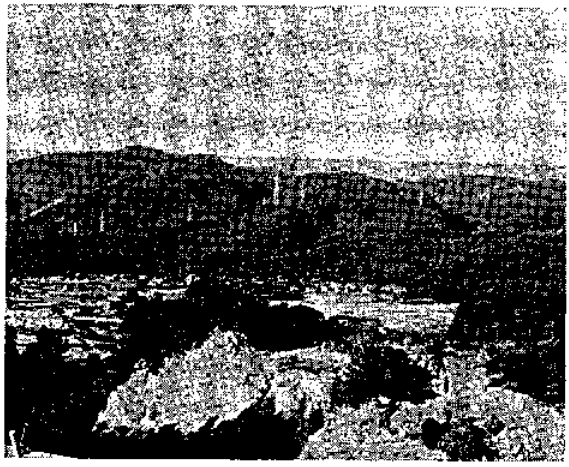

写132　原の盆地（松ケ丘から原盆地を望む）

文正元（一四六六）年十二月、幕府は芥河豊後守と高橋又次郎両名に対し、大嘗会と要脚（将軍のための費用か）に当てる段銭は、摂津国多田庄内七郷と多田庄加納分の村々である米谷村・山本村・小戸村にある多田院領分についてだけは免除せよと命令している〔中世二〇六〕。ここで命令をうけた高橋は前述した奉公衆高橋の一族であったと思われるし、ここに併記されている芥河氏もまた奉公衆だと思われる。この高槻市域内を本拠とする芥河氏の一族のなかから奉公衆がでたいきさつについては明らかでないが、その近辺に室町幕府御料所があったとすれば、芥川近辺のほかなかろう。しかし康正二年の段銭関係記録には芥河氏及び芥川の地はみえず、なお御料所としての疑問はのこる。康正二年に樋原氏が原の龍屋の段銭を納入しているが、これ

は高槻市域内の原のことであろうと思われる。しかしその小字である「龍屋」の地名は現在残っていない。楢原氏は高橋氏と同様、摂津国内のどこに本貫があったのか判然としない。

このように奉公衆は室町幕府御料所の代官としてその支配に預かり、一定の得分が保証されてその財政を支えていたが、その経済的基盤は先祖相伝の地たる所領にあった。だが重要なのは諸国に配置されていて守護の領国支配を牽制する役割を果していたことにあり、軍事的にも守護の軍事編成に属するのではなく、将軍親衛軍としての行動をとるところに重要な意味があった。摂津国奉公衆としては、ほかに高氏があり井戸庄内須磨関を知行し、竹藤氏は泉部庄下司職、生田神社の諸職を知行している（『摂津国寺社本所領并奉公方知行寺目録』）。

南北朝武士のゆくすえ　南北朝内乱期に活躍した高槻地方の武士は、そのほとんどが、守護領国支配のもとに組織されたが、室町時代の武士としての活躍に関しては、あまり記録がみられない。ただすでに嘉吉三年、春日神社領安満庄内の名主職が摂津守護細川氏によって被官のための給分に与えられていたというくらいで（中世一八〇）、荘園への侵略がおこなわれた場合、武士によることが多かった。

鎌倉時代に得宗被官家であった真上氏は、南北朝時代ようやく家勢を恢復し、本拠である真上村に根をおろし、文和元（一三五二）年に嫡男として家を継いだ政阿弥は、応永八（一四〇一）年に家督を政家に譲り、政家も老いて入道したのち文安四（一四四七）年には、さらに家督を政元に譲っている（中世一八四）。だがその間、康暦元（一三七九）年六月、かつて真上六郎左衛門尉が尊氏によって安堵されたらしい広田神社領散在田畠諸本役と社領下司職の系統をひく「広田并富安名」が没収され、諸山たる京都東山三聖寺の末寺である宝積寺領として、三代将軍義満によって寄進されている。以来百年間近くも宝積寺に領有されてきたが、応仁の大乱以

来、細川政元の押領するところとなったという〔中世一三四〕。真上氏は決して旧に復したわけではなかったであろう。

南北朝内乱期頃、高槻市域内の津江村・高槻あたりを本拠として移りすんだ入江氏も次第に勢力を伸張したように思える〔中世二〇二〕。このような武士の台頭と勢力伸張は、守護被官としての権威を背景とした荒野の開発や荘園の侵略となって現れたが、また一方では田畠の買得により、年貢や加地子などを獲得するなどのこともみられたのである。茨木市域内の溝杭を本拠とする武士である溝杭三郎左衛門尉信幸は、嘉吉元（一四四一）年十二月、その相伝していた所職や田畠を嫡子彌三郎幸信に譲渡した。その中には、溝杭村内に散在していた名田畠九町七段小と妙法寺領である田畠二町九段小の合計して一二町八段大の田畠があるが、これはおそらく農民などから加地子得分を買得したものと思われる。この田畠の売買は高利貸活動が原因となることが多く、溝杭氏もまた例外ではなかったようである。この田畠移動を通じて、武士は本拠地を超えた広い地域に影響を及ぼしてくるのである。この溝杭氏は、本拠地である溝杭村内の国衙沙汰人職や同庄村内芹

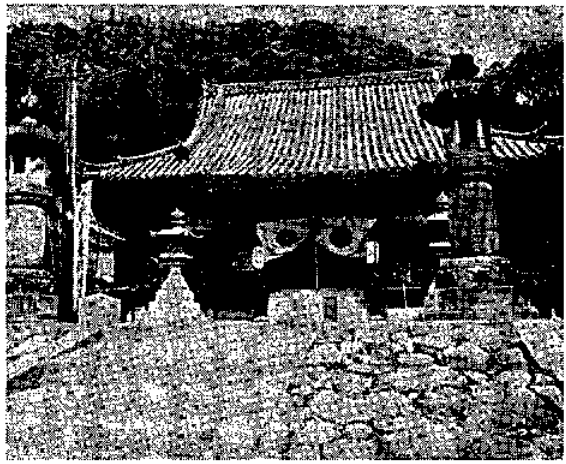

写133　乙訓宝積寺（京都府乙訓郡大山崎町）

野名主職、同村内妙法寺俗別当職または新堂の井司など政治・宗教・潅漑などの権利をもつのみならず、高槻市域内の西面村内にある惣追捕使松永名をもっており、地方的な警察権を行使できる地位にあったことが想定できる〔『石清水文書』一〕。

西面には西面三郎なる人物がいて、文明十二（一四八〇）年七月に、近衛政家（後法興院と号する）から放出村と五位庄の代官に補任されている〔中世二三四〕。放出は摂津国東成郡の放出のことであろうし、五位庄は西面を含む富田の南から淀川沿岸まであった荘園の名であろう。これが武士であることに間違いはないが、幕府や守護とどのような関係にあったかを明らかにしない。

貞治五（一三六六）年十一月、幕府の命をうけた摂津守護赤松光範によって冠新左衛門と芥河が討たれ冠新左衛門の首は京都の侍所に届くという事件が起ったことは既にのべた。それがどのような理由であったかは明らかでないが、この冠氏は冠庄と無関係ではなかろう。この冠庄は真上にあった禅苑光徳庵領であって同庄の地頭職は波多野弥次郎のものであったが、足利尊氏によって芥河奴可源五基綱に与えられた〔中世二三四〕。冠氏と波多野氏との関係は明らかでないが、芥河奴可氏は芥河党の一族であって、かつて足利尊氏に従って大江をこえて丹波路に入ろうとしたところで、六波羅に対する尊氏の離反を察知して、備前国住人中吉十郎とともに尊氏軍を離れて帰洛した摂津国住人奴可四郎公充の系譜をひくものかと思われる〔『太平記』巻第九〕。

武士と信仰

武士の神仏に対する信仰は、御成敗式目第一条で「神社を修理し祭祀を専にすへき事」とあり、第二条で「寺塔を修造し仏事等を勤行すへき事」と記されていて、鎌倉幕府が御家人に信仰を深めるよう指示しているが、それをまつまでもなく深いものがあった。南北朝内乱期から室町期・戦

国期にかけても同様であって、すでに鵜殿関所近辺の殿原が西宮参詣に行ったことがあったと述べたが、遠隔地の神社仏閣にまで出かけることは、すでに前代からみられることである。南北朝期以降、室町幕府が五山制度を設け、臨済禅宗をとくに外護する政策を強めたため、多くの武士が禅宗への帰依を深めた。

真上の天神町にある黄牛山霊松寺は、寺伝によるともともと奈良時代からあった寺で、行基を開基とするものであり、本尊である地蔵尊は行基自作にかかり、そのことから院号を地蔵院と称していたということである。しかしのち荒廃していたものを後小松天皇の時代〔在位期間は、一三八二年から一四一二年まで〕無月妙応禅師がこの地にきて、樹齢千年も経たような老松から光明を発するのをみてその光源を尋ねたところ、一寸五分の大悲鋳像一躯をえたのでこの寺院を再建して霊松禅寺と寺号を改めたと伝える。時に応永十九（一四一二）年のことであったという〔中世八八参考〕。また別伝では本尊は行基自作と伝える十一面観世音菩薩像で、もともと行基四十九院の一つであって、牛飼山地蔵院と称するものであったという〔『大阪府史蹟名勝天然記念物』第二冊〕。この霊松寺は曹洞宗神応寺末であるといい、京都などの五山派寺院とは直接関係ないようである。

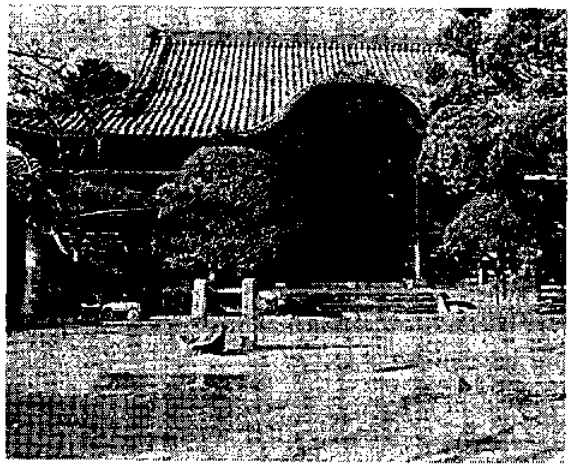

写134　霊松寺（市内天神町二丁目）

この霊松寺へは近隣の武士から山や屋敷などの寄進が続いた。享徳三（一四五四）年には真上与阿弥入道が子息正元と連名で真上村内牛飼山を寄進した。その趣旨は、現世の安穏と子孫の繁昌、さらに七世父母と六親眷属とくに本人の真上与阿弥の現世での安全と後世の菩提のためであった〔中世一八八〕。この寄進した山は、霊松寺の前身である地蔵院の山号が牛飼山であったところからしても、霊松寺境内続きの丘陵地帯の一部であったと思われる。その牛飼山からは特別な収入はなかったかも知れないが、これで寺域拡大が計られたものと思われる。寛正三（一四六二）年十月には、津江・高槻地域を本拠としていた入江孫左衛門尉信重が津江村牧方にあったコレヤス（是安ヵ）の田地一段半から納められる本年貢（本役）の半分にあたる銭一貫文を亡父である密堂堅公禅定門の追善のため寄進した〔中世二〇二〕。すでに前章で入江氏についてふれたところであるが、一五世紀中葉には北摂武士として活躍しており、霊松寺の外護者となっていたものと思われる。

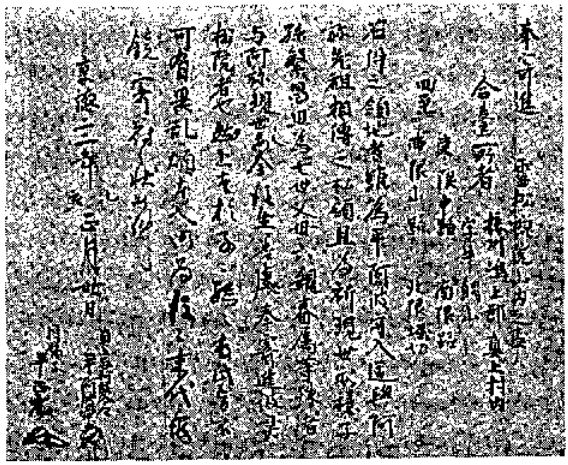

写135　真上与阿弥入道等寄進状（霊松寺文書）

さらに戦国時代に入ると、文明十三（一四八一）年八月、真上村村民によって霊松寺敷地拡大のため、やはり牛飼山が寄進されている。そして成長した草木は寺が自由に処分

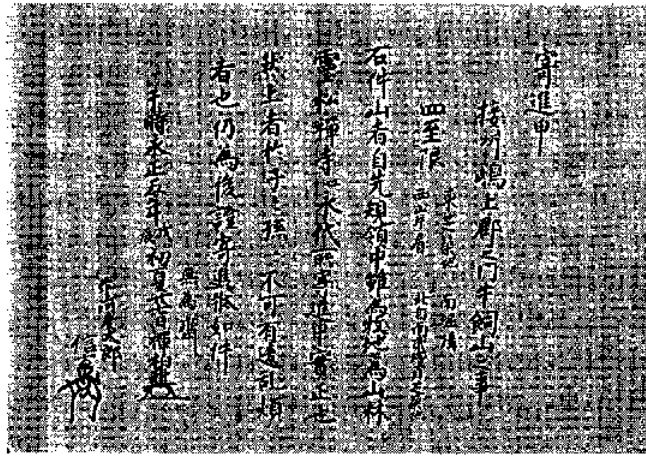

写136　芥河信方等牛飼山寄進状（霊松寺文書）

されたいとしている〔中世二二六〕。しかもこの時の寄進は、霊松寺の最初からの敷地は定められていたが、後園がいささか狭少となったので重ねて寄進するものであったといい、その寄進地は天神御領の内の牛飼山であるとし、境界確定にあたっては御代官田辺次郎衛門と上御宮別当権律師覚厳が署判していることから、もともと上宮の土地が割かれて霊松寺が建立されたらしいことがわかる。したがって、霊松寺の前身たる牛飼山地蔵院またはその跡地はきわめて小規模なもので、事実上上宮の境内の小堂にすぎなかったように思われる。霊松寺に境地を提供した上宮とは、文和（一三五二～五五）年間の『真上村田地注文』にみえる真上村東部にあった上宮馬場と関連あるもので、上宮天満宮をさすものと思われる。上宮馬場が天神馬場と改称され、著名になったものであろう。永正五（一五〇八）年四月、無為斎禅伯と芥河彦太郎信方は連署して先祖相伝の領中であった牛飼山をやはり霊松寺に寄進した。この土地は牧地であったといっているから〔中世二五八〕、牛馬放牧のための丘陵であったことがわかる。さらに大永五（一五二五）年五月、当時芥川の城主であったと思われる能勢源五郎国

頼が牛飼山一ヵ所を霊松寺に寄進しているが、そこで寄進した山は以前芥河氏が寄進した山の続きの土地であると記している〔中世三〇九〕。

高槻地方の武士が牛飼山を分割所有して、馬の放牧地や草木採取地としていたことがわかるが、ここではこの武士たちが、牧地牛飼山の一角に建立された霊松寺の外護者として、信仰のうえで相互に結束していたことがうかがわれる。

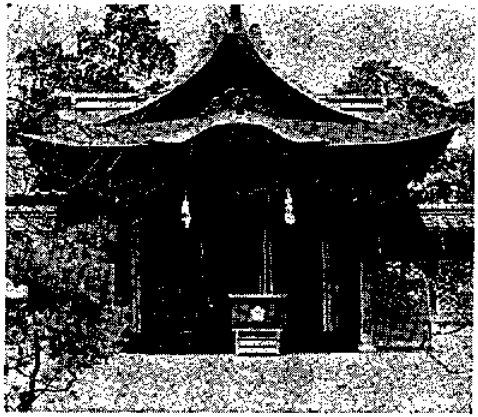

写137　上宮天満宮社（市内天神町一丁目）

梶原の日蓮宗本法寺末寺昌林山一乗寺は、日親を開山とする寺院である。日親は応永三十四（一四二七）年正月中山法華経寺から上京し、二月から京都で法門をひらき、一条戻橋あたりで宗義を唱えていたが、最初は迫害を加えられたものの、のちには聴衆市を成すほどとなった。そのなかから摂津梶折村の宇野・西村の両名が帰依し、村に請じて帰り、無住であった真言精舎金仙寺に住まわせて、寺号を一乗寺に改めた。これが梶原の一乗寺であり、日親の建てた最初の道場なのである。この日親は義満三三回忌の追善を機会に、将軍が日蓮宗に改宗して正しい仏教に立たなければ、国土を治めることはできないとする『立正治国論』を著し、将軍義教に提出しようとした。永享十二（一四四〇）年二月、義教は日親を捕へて禁獄し、言語に絶する拷問を加え、とくに真赤に焼いた鏑を頭に冠らせ

たことから「鐙冠り上人」・「鐙冠り日親」とよばれた。禁獄されること五〇三日、嘉吉元（一四四一）年六月、嘉吉の乱で将軍義教が赤松満祐に殺されることがあり、幕府は日親を赦免したのである〔辻善之助『日本仏教史』中世篇之四〕。梶折村の宇野・西村は、同寺の三世住持日耀が天文元（一五三二）年に執筆した「一乗寺縁起」によると、梶折村郷士宇野孫左衛門尉・西村彦兵衛尉であったとしている〔『大阪府史蹟名勝天然記念物』第二冊〕。梶原の地は当時梶折ともいわれていたことから明らかだが〔中世一八六〕、宇野・西村両氏が同地でどのような地位にあった人物か明らかではない。あまり有力な武士ではなく、農業などにも従事しながら武士身分でもある殿原の下層であったものと思われる。

高槻地方には鎌倉新仏教の一宗派である一向宗もかなり流布をみたが、その信者の草わけ的な人物として郡家の主計という人があった。間断なく念仏を唱える篤信者で、髭をそる時もついつい念仏がでて、顔を切らぬことはなかったという〔中世一五二〕。当時「主計」という名乗りをする人物は、たとえば安満庄常林寺分の代官に大田主計などがいたことからも想像されるように〔中世一九六〕、郡家の主計は、高槻市域内の「郡家」に居住する、当時殿原とよばれた地侍層であったと思われる。

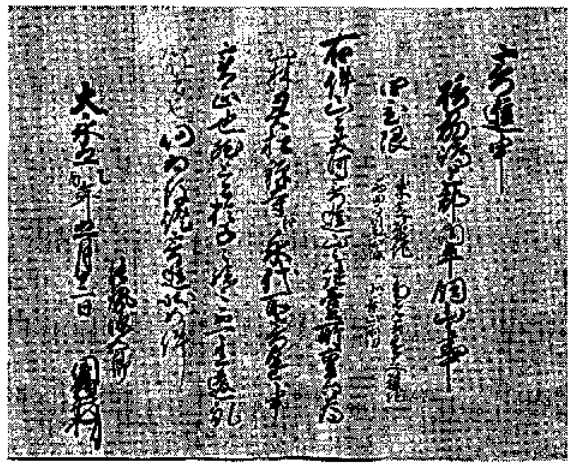

写138　能勢国頼牛飼山寄進状（霊松寺文書）

高槻市域内には天台・真言をはじめ古くからの古刹名寺は数多くあったが、中世になって荒廃したものも多い。それに反していわゆる鎌倉新仏教といわれる諸宗派が、次第に普及するようになったが、それは南北朝時代から室町時代にかけてであり、しかもその普及は次第に勢力を伸張してきた大小武士や有力農民の信仰によるものが多かったのである。

武士と神社との関係は、はじめに「御成敗式目」をひいてその信仰が幕府からも求められていたと述べたように、浅からぬものがあった。真上氏は真上村内の神主職をもっていたといい、おそらく笠森神社の神主職を相伝し祭祀権を掌握し、そのことによって農民の敬神を促し、あわせて村内支配を容易にしていたと思われる〔中世一〇六〕。室町時代頃の成合村春日神社の神事祭礼の実態を伝える記録によると、正月二日に殿様に年始に御供神酒を捧げ、四月五日には殿様に神酒と粽を進める。これは二度とも宮座一老の役であったという〔中世一七四〕。この殿様とは、たとえば摂津国高山庄内の神事に関して同地の武士高山氏が住民の宮座を無視し屈服させるような手段をとった時、高山庄の住民が高山氏のことを「殿様」と称していることからも明らかなように、当地の武士であることに間違いはない〔中世二三七〕。成合・安満・古曽部各村から構成されていた惣村の崇敬を集めていた惣氏神春日神社を支配する現地の武士は誰であろうか。南北朝期頃安満庄には四七

写139　鎧冠り日親木像（一乗寺蔵）

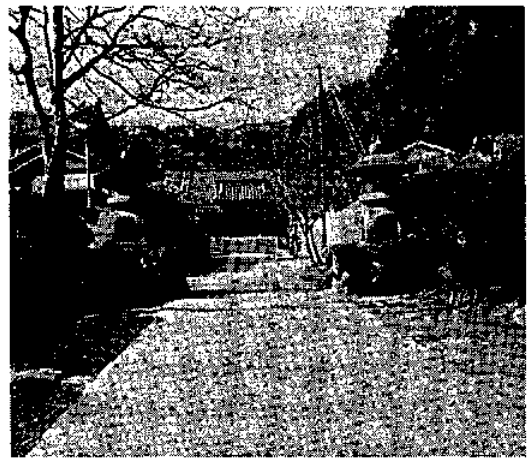

写140　一乗寺（市内梶原二丁目）

町歩余の巨大な地頭名があり〔中世一五七〕、安満氏が興国二（一三四一）年十二月、南朝側から安満木工本庄の公文職を与えられたなどのことから〔『紀伊性応寺文書』〕、もともと安満氏がいて、当地を本拠地とする武士であったと想定できるが、当地は南北朝内乱期には早くから足利方の勢力下に組みこまれており、安満氏が南朝方として現地を固守することは困難であったろう。また南北朝内乱末期から室町時代初期頃、安満木工本庄には神部三郎兵衛尉がいて、応永五（一三九八）年には闕所となっていたが、なお押領人が居坐っていたといい、室町幕府・守護がその排除に努力している。その押領者の名前は明らかでない〔中世三・一五四〕。またこの押領人が一人の武士ではなく、現地の有力農民であった可能性もないわけではない〔中世一七〕。

このようにみてくると武士が現地の神社に信仰を寄せ、その神威をかりて農民を自分の勢力下に組織するといってもそう容易に実現することができない時代になりつつあったことがわかる。むしろ現実的な武力によって農民を支配することが必ずしも成功しないような農民勢力の台頭があったからこそ、逆に神威をかりることの必要性が生じたともいえる。霊松寺の外護者として、高槻市域内の武士が、申しあわせたように結

集したことの背景にも、このような深刻な政治的矛盾が横たわっていたと思われる。

武士と芸文

摂津守護細川氏の被官として芥川城主であった因幡守能勢頼則は、連歌の世界では見落してはならない人物である。延徳二（一四九〇）年十二月、摂津守護で三度目の管領になっていた細川政元は、芥川のあたりに屋舎を建設することがあって、その夫役を周辺の荘園から徴発して、荘園領主からひんしゅくをかうことがあった〔中世二四九〕。これは細川政元が芥川を政治・軍事上での一つの拠点にしようとする動きを反映したものと思われる。この頃から、もともと摂津国能勢郡あたりを本拠地としていた能勢氏が、細川政元の有力な被官であったことから、芥河一族の勢力を退けて芥川城主になったものと思われる。永正二（一五〇五）年正月十五日が過ぎた頃、連歌師である柴屋軒宗長が有馬温泉へ湯治に赴く途中、芥川に立ちより能勢頼則が興行した連歌会に列席した。その時の参加者は、連歌師として著名な牡丹花肖柏や種玉庵を継いだ宗碩・玄清などもおり、まことに盛大なものであったらしい。その時宗長は、

芥川能勢因幡守新城にして祝の心を

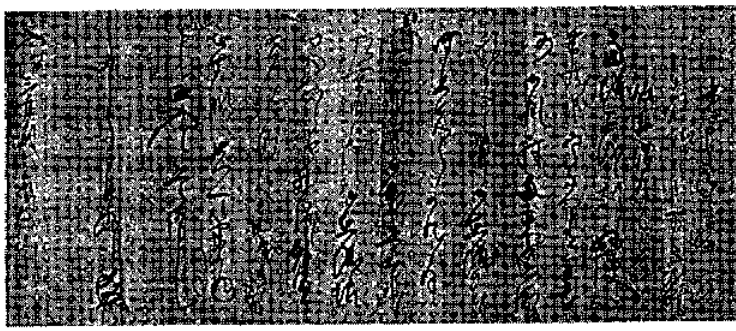

写141　柴屋軒宗長書状（清水家文書）

うちなひきいつこかのこる春もなし

と詠じているところから〔中世二五・二八〇〕、芥河氏の館とは別に、能勢氏のために新しい城が普請・造営されたらしい。それがどこにあったか、知るよしもないが、これが細川政元の北摂支配の拠点に繋がるものであったことは間違いあるまい。能勢頼則のつくった連歌は文明十七（一四八五）年三月の新住吉千句からみえるところで〔中世二三三〕、長享二（一四八八）年三月の摂津千句にも彼は名を連ねているが、その時の連衆は細川政元をはじめ肖柏・宗祇・宗長などの連歌師をはじめ、頼則と同様細川政元被官で摂津武士である対馬守河原林正頼なども参加している〔中世二四三〕。

細川高国が政元のあとをついで摂津守護となるや、頼則はひき続いてその被官となり、山城と摂津の交通の要衝を占める山城国大山崎惣中を細川陣営に加担させるべく、政元の幕閣として活躍していることが知られる〔中世二七六・二七七・二七八〕。

能勢頼則は法名を宗心、道号を以伝といったが、永正十三（一五一六）年に死去した。永正十五年八月十日から三日間、彼の三回忌辰にあたって、京都東山安養寺で供養のための千句が興行された。この千句は「東山千句」・「円山千句」などとよばれた著名なもので、この会席には三条西実隆（逍遥院）・肖柏・宗碩など当代一流の文人・連歌師が出席したのみならず、細川被官である河原林正頼・兵庫助波々伯部正盛・寺町三

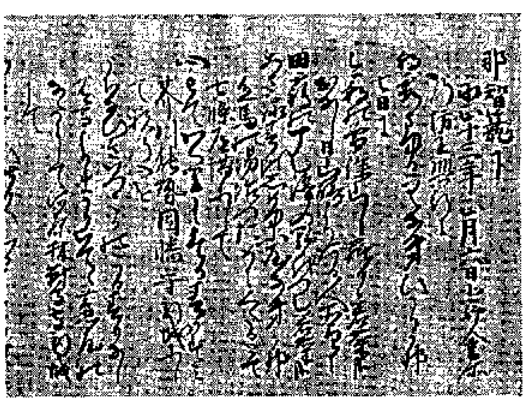

写142　那智籠下巻巻頭（北野天満宮文書）

郎左衛門などそうそうたる摂津武士も参加している〔中世一八四・三〇〇〕。この連歌会はまず三条西実隆の「月や知、世は葬の夜のまかな」の句をうけて、参加者が思い思いに句を連ねて一〇〇句余、ついで玄清の「露を色月をにほひの小萩哉」の句をうけて、やはり一〇〇句余。最後第十が主催者宗長の「月にあはれあらましかハも夢路哉」の句をうけて一〇〇句。計千句となったのである。

能勢頼則の妻は頼則死後出家して、慈香禅尼と号し一休ゆかりの山城薪酬恩庵のほとりに心伝庵を建てて住し、柴屋軒宗長の子息承芭喝食を召しよせて養いたいという望みなどをもっていて、宗長との間にはあとあとまで交渉があった〔中世三〇〇〕。

能勢一族で源左衛門某〔中世二八五〕、源五郎国頼〔中世二一・三〇四〕などがおり、やはり連歌師との関係は続けられている。高槻城主の入江左京亮某も、宿所に宗長を招いている〔中世二八五〕。

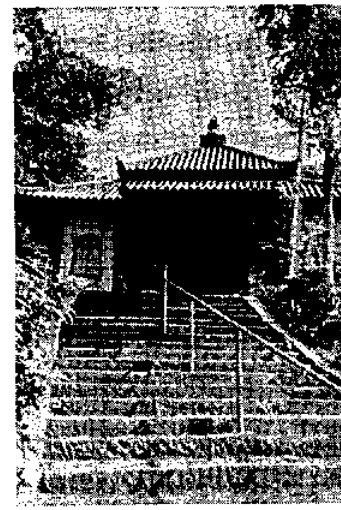

写143　東山安養寺（京都市東山区）

第三節　中世後期の荘園

安満庄

高槻市域内の平野部は美田が続いていた。なかでも弥生式住居址の発掘された安満地域はその最たるものであったといってよかろう。そして中世にも安満庄としてかなり広大な荘園が

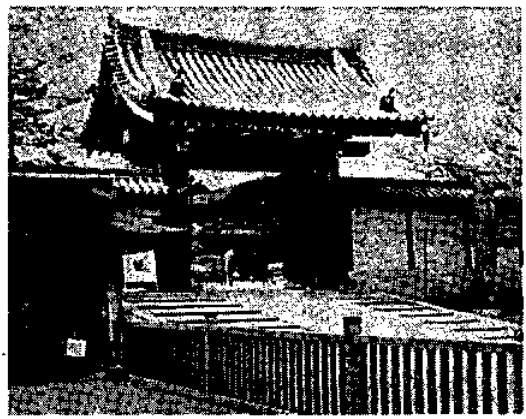

写144　仁和寺本坊を望む（京都市右京区御室）

あったと思われるが、断片的な史料からその一部分が復原できるにすぎない。

応永二十九（一四二二）年二月、御室仁和寺の有力な子院である菩提院から派遣されていた雑掌定勝は、摂津国安満承香勅旨田の散在庄田は菩提院領として代々仁和寺門跡の知行してきたところであると述べている。もと皇室領であった承香勅旨田がいつ仁和寺門跡領となったか明らかでない。ただ南北朝内乱期の初期には年貢未進が続いて不知行となっていたところ、永和年中（一三七五～七八）に北朝系の後円融天皇の綸旨がでて再興されたが、応永二十九年近くになって再び年貢がまったく京都に送られてこないという違乱が続いていた。そのため仁和寺において長日祈祷をおこなうための費用が不足する事態を招いているとして、雑掌定勝は室町幕府にこのことを訴え、摂津守護に幕府御教書を発して承香勅旨田を横領しているものを退け、寺家雑掌の支配が円滑にすすめられるよう処置されたいと訴えたのである〔中世一七二〕。また仁和寺門跡承道は室町幕府に令旨を発して、承香勅旨田再興のため幕府が御教書を発することを要求している〔中世一七〇〕。

またこれよりさき応永五（一三九八）年四月十三日、室町幕府は摂津守護細川満元に御教書を発して、雑

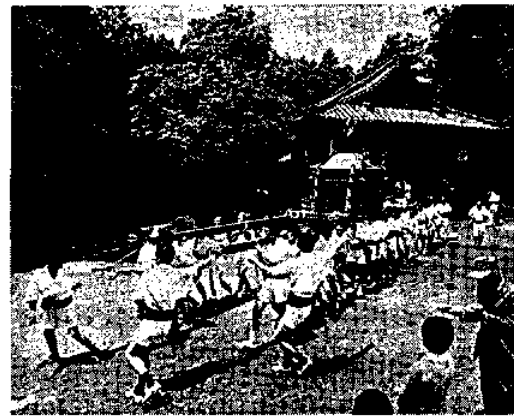

写145　成合春日神社の祭事（岩信成氏提供）

峨の法輪寺雑掌快円の訴に従って、安満木工本庄内でかつて神部三郎兵衛尉が支配していた頃の跡職を不法に横領して知行しているものがあるとして、これを排除し、寺家雑掌による荘園支配が円滑にできるよう努力することを命じている〔中世一五三〕。それから約二〇日を経た閏四月三日に摂津守護細川満元は、幕府御教書が発せられたことを守護代官長塩備前入道に伝え、その実施を促している〔中世一五四〕。応永年間に安満庄内の二ヵ所において横領事件が発生しているが、この両者に直接関連があるかどうかは明らかでないが、武士の台頭が随所で著しかったことを推察させる。

安満庄の一部は応永年間（一三九四～一四二七）頃には奈良春日神社領荘園として領有されていたが、ひろい地域にわたって課せられた住吉段銭が由緒ある神領であることを理由に免除されることがあった〔中世一六七〕。そしてその頃までは成合の春日神社には近隣七五ヵ郷の住民が崇敬を寄せ、合同して祭礼が執行されていたが、応永末年に春日神社領は退転し、郷々は離散し、永享九（一四三七）年頃にはわずか成合・安満・古曽部三ヵ郷が立ち合って祭礼を行う衰退ぶりであったという〔中世一七四〕。このことを伝える『成合村春日大明神神事例式』は写本であって春日神社領安満庄退転の実体を正確に伝えるものかどうか疑わしい点もあるが、応永年間に同地

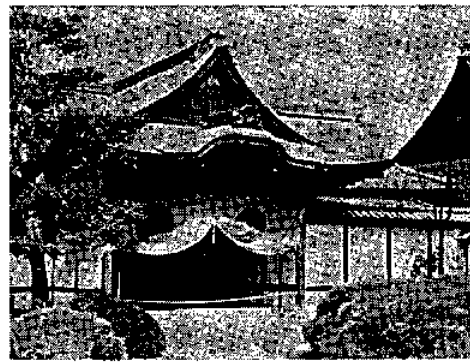

写146　嵯峨大覚寺（京都市右京区嵯峨）

域で細川氏の守護支配が確立してくる時点で、安満庄に急速な動揺退転がみられたように思われる。事実、嘉吉三（一四四三）年以前、摂津守護細川持賢は春日神社祭礼神供料所たる安満庄名主職を給人分として与えたため、春日神社から室町幕府に訴えられ、その名主職を春日神社に返還するよう幕府から命ぜられたにかかわらず、摂津守護はその非をなお改めず、春日神社権預中臣祐憲は再度窮状を訴えたことはすでに述べた〔中世一八〇〕。このことにも荘園安満庄退転の動向は知られ、次第に守護やその被官らの武家勢力に蚕食されつつあったことが窺われる。

また安満庄の一部は小槻壬生官務家の所領であって、文明十一（一四七九）年段階でも、額は不明だがともかく年貢を収納していた〔『晴富宿禰記』〕。この小槻壬生官務家領荘園は一一世紀後期に活躍した小槻祐俊が山城北常盤に創建した常林寺につけられ、その寺領となったものが多かった。安満庄の場合も永正四（一五〇七）年九月から翌々年永正六年までの三ヵ年は年貢米を請負う代官がいて、旱魃・水害・風損や守護役その他の公事がいかに課せられることがあっても、そのことを理由にせず、毎年十月中には必らず米三石の年貢を京都に納入することを約束している〔中世一五七〕。年貢はわずか三石であるからごく少規模な約一町歩くらいの庄田が常林寺領であって、小槻壬生官務家の支配をうけていたものと思われる。

また安満庄内には山城嵯峨大覚寺領もあったようだがその規模は明らかでない〔中世二三〕。

安満庄の全域はいまの安満地域内にとどまらず、その近傍地域を含みこんだ大規模な荘園であったと思われるが、以上のようにいくつかの貴族・寺社領に分割されていたのである。

安満庄の内部構造　奈良の天理大学図書館に所蔵されている『保井文庫文書』のなかに、年月日は不明だが春日神社領分の安満庄の内部構造の一部を伝える貴重な記録がある〔中世一五七〕。すでにふれたように安満庄は多くの領主に分割支配されていたから、この春日社分をもって安満庄全体の構造を推測することは困難であることは確認しておかねばならないが。

春日神社領分の安満庄の総面積は九六町九反余におよぶ巨大なものであり、そのなかに五町五反六〇歩の荘園領主が直轄する佃（つくだ）があり、これは毎年収穫時に作柄調査を経て高い年貢が課せられるほか、年々佃を耕作する農民は更改されるという経営方式がとられるのが普通であった。農民は春さきに一年間の耕作を請負うにあたって、反別一〇〇文の佃請料銭を納めねばならなかった。佃を除いた九一町歩余は三〇の名（みょう）に編成されていたが、うち百姓名は二五名で、反別定斗代三斗四升二合の年貢（本役ともいう）を納入するほか、春に名別一二〇文と秋に名別一五〇文、合計名別二七〇文の月別銭の納入が義務づけられていた。

百姓名二五名以外の五名のうちの一つ地頭名は四七町二反三〇歩という大規模なもので、畿内地方でこれだけの規模の地頭名は皆無といってよい。だがこの地頭名を支配するにふさわしい在地の地頭を確認することは困難である。ただ南朝後村上天皇から興国二（一三四一）年十二月二十四日付の綸旨が発せられて、勲功の賞として摂津国木工本荘公文職が与えられた右馬允安満明武などがその地頭の一類かとも想像されるが確

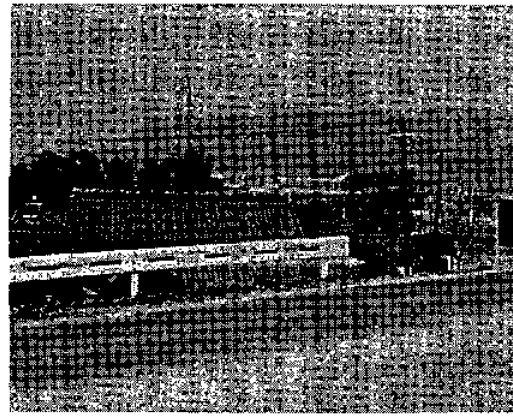

写147　桧尾川堤防より東天川を望む

実ではない（『紀州性応寺文書』）。またこの文書を鎌倉時代末のものとすれば摂津守護職を兼帯していた六波羅探題北方たる北条一族の家臣などが安満庄地頭として君臨していた可能性がないわけではない。

庄官名として図師名二町八反があり、ここからは領家に年貢を納入しなければならなかった。その他の庄官名もあった筈だがこの文書は後欠かとみえてこれ以外の記載は見当らない。また桧尾金龍寺分として八反半があるが、これも年貢納入が義務づけられている。武射田二反の年貢が免除されているが、これはすでにふれた安満郷などが立ち合いで祭祀していたという成合村春日神社において、毎年正月十日におこなわれていた射礼の費用をまかなうためにその年貢が割かれて充当されていたものと思われる。

安満庄は大部分が水田であったが、南西部の高月・安満河の地域には麦下地・野畠があり、麦・野菜などが栽培されていたのであろうが、耕地は非常に安定的で四町八反余が常荒・河成にすぎず、この目録作製時点でも耕地として再登録された「出田」は一町四反余を数えている。いずれにしても春日神社領安満庄は高月（高槻）郷・安満河（天川）郷にまでひろがっていたことがわかる。この高月の地名は現在の高槻につなが

るもっとも古い記録と思われる。

さて地頭名の名主に当るのが地頭であったが、百姓名の名主に当るのが安満庄の代表的百姓たる名主であり、安満庄が二五の百姓名より成立しているとすれば、原則として二五名の名主がいたことになる。だが鎌倉時代中期以後は、名主の浮沈も激しく、それまで名主になれなかった小百姓らも台頭して名年貢納入の責任を負うようになってくると、名は夫役賦課の単位や春秋二季の月別銭徴収のための単位として、むしろ形式的に存続するようになる場合が少なくなかった。そのような荘園内部の実態については、この安満庄の記録ではうかがいえない。それにしても百姓名二五名が四四町二反余の耕地をほぼ均等に分割していたとすれば、一名別一町八反弱となり、但平均二反の請作をするとして約二町平均の経営規模となる。これは他の地域の名主層すなわち上層農民の一般的な経営規模とほぼ近似し、これを当時の粗放な農業技術で手作り経営をするには小家族ではいささか困難であり、下人などの人格的に隷属した家内労働力や複合家族によって手作りをするか、多くの小百姓層の耕作に任されるものがあったと考えられる。

木工庄

貞治五（一三六六）年九月十日の記録に観林寺領荘園として摂津国木工（たくみ）荘四ヵ村―本郷・安満・津江・勅旨―がみえる。すでに仁和寺門跡領安満承香勅旨田と法輪寺領安満木工本庄について述べたが、木工庄との庄域をめぐっていささか不可解な点がのこる。すなわち、安満・勅旨両村については、安満庄と木工庄という両様の荘園名がありえたのだろうかということである。このことは常識的には考えられないところであり、恐らく安満と勅旨（これ自体散在した坪付よりなり立っていたと思われる）はもともと安満庄田を構成していたもので、その安満庄・勅旨田の一部が後世木工寮領として領有された段階で、

あるいは木工庄と呼ばれることもあったのかと思われる。それがのちに安満・勅旨田の一部をさらに分割し本郷村、および飛び地の津之江村までを含んで新たな木工庄が成立するに及んで、従来の木工庄が木工本庄と呼ばれるようになったと思われる。いずれにしても観林寺領木工庄は一円庄領をなしてはおらず、まるまる四ヵ村から成るのではなく、四ヵ村内にまたがって点在する庄田から成り立っていたものと想定される。

土室庄

摂津国土室庄は正安四（一三〇二）年十月十七日に大覚寺統系の後二条天皇によって仁和寺法金剛院領として寄進された。仁和寺領荘園とはいいながら同寺は門跡寺院であり、事実上は皇室領といってよかった。したがって後醍醐天皇の建武親政政府が樹立された時も、元弘三（一三三三）年十月十一日後醍醐天皇綸旨によって法金剛院領として領有すべきことが保証され、同年十二月十四日雑訴決断所もそのことを確認した。しかし観応二（一三五一）年、北朝を擁立していた足利幕府の内部で、足利尊氏と足利直義との対立が激化するなかで、土室庄地頭氷室七郎次郎貞家と同舎弟三郎らが摂津守護（赤松範資が同年二月まで守護であることは確認できるが、翌三年八月に息赤松光範が守護としてみえるまで、摂津政情も不安定で誰が守護であるか確認できない）から兵粮料所として預け置かれたと称して土室庄を横領した。そこで翌観応三年七月、同庄の寺家雑掌盛円は地頭

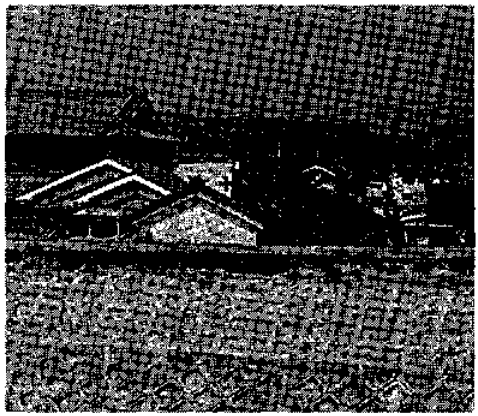

写148　芥川堤防より東五百住旧村を望む

氷室氏の非法をあげつらい、法金剛院から挙状をえて、氷室氏の横暴を退けるために幕府御教書を摂津守護に発してもらうようにして欲しいと言上している〔中世一〇二〕。

この法金剛院寺家雑掌の行動が成功したかどうか明らかではない。応安七（一三七四）年頃、かつて土室庄地頭であった氷室貞家は地頭職を改易されていたようであるが、当時地頭代官として法金剛院領摂津国某庄（文字が破損していて正確に読めないので、土室庄と断言できない。当時法金剛院領荘園として摂津国内にあったのは土室庄の外に音羽村・泉原村・福井庄・宿庄（現茨木市）や五百住（現高槻市）などである。）を支配していたほうふく寺僧と結托して年貢未進していたといい、相変らず策謀していたようである。当時この荘園の支配に預かっていた寺僧代官は庄主（しょうす）といわれているが、既述したように当時禅宗寺院の寺院経営にあたっていた東班衆の僧で自他の荘園代官になっていたものを庄主というから、このほうふく寺は禅寺であったかも知れない。土室庄の永享十二（一四四〇）年当時の庄主は相国寺僧であり、皇室領荘園土室庄に対して、禅寺の直接支配が強く及んできたことが知られる。債務による荘園の有期的譲渡かと思われる。

永享十二年頃の土室庄は五つの名田と一色散田分より成り立っていた。五つの名とは重末・末包・重依・則元・土宝（室カ）の五名で田地の面積合計は七町七段小であり、そのうち最大の名は土宝名で一町六反一八〇歩、最小のものは九反一二〇歩の重末名・則元名で名としてはやや不均等であり、斗代は平均して反別三斗六升となる。この名に対しては、おそらく応安七年段階の法金剛院領摂津国某庄の場合と同様「草用途」などと呼ばれる公事が課せられていたものと思われる。

この名田の他に合計で一九町四段三〇〇歩に及ぶ散在する一色田がある。この一色田はその地字名から推

測して、その大部分が土室庄内に散在していたと思われるが、一部は氷室・宮田内にまで散在していたようである。この一色田からは公事は徴集されないが、斗代（年貢率）は名田よりも高く、もっとも高斗代のものでは反別一石二斗五升にも及び、低いものでも四斗代であった。したがって一色田の年貢を集計すると一五〇石にも及び、名田部分の年貢の五倍にも達する。

春日神社領安満庄のように名田だけで構成されていた荘園もないわけではないが、この土室庄のように年貢だけを徴集する一色田が点在する荘園も決してめずらしいものではない。東寺領山城国紀伊郡の女御田・拝師庄などはその著名なものであった。一色田は散田ともよばれ、没落名主の名田や罪科により没収された名田が、荘園領主によって散田化されたものもあるけれども、この土室庄のような厖大な一色田はそのような方法による成立にしては余りに大きすぎる。恐らくもともと庄田が耕地占有権の強い名田としては成立せず、荘園領主の直接的支配権が強く、したがって反面では耕作人（一色田作人・散田作人などとよぶ）の耕地占有権が弱いものとして、当初から継承されてきたものではなかったかと思われる。一色田を経営するに当っては、毎年春の田植開始に先だって、荘園領主が耕作請負者を募り、その応募者が年貢未進などをするような前歴があったかなかったかを審査し、誠実な作人に限ってそれを認め、作人の請文と請負耕作契約時に反別百文の請料銭をとって耕作を宛行なうもので、秋の収穫時に年貢を納入させてのち、作人の耕地に対する権利は消滅するのである。

一色田がこのように荘園領主の強い支配を受けている庄田であったから、これを請負う農民も元来、立場の弱い農民であって、名主層はもちろん名田などの分割経営にあたっていた小百姓層からも差別される一色

田作人・散田作人として、不安定な浮浪性を余儀なくされていた。しかし南北朝内乱頃からは、一色田を一括して請負い、実際の耕作はさらに他の農民と再契約して、中間で利益をあげる投機的な請負業者も出現してくるし、一色作人として夏作をおこない年貢を納入したのちも経営を続け、二毛作としての冬作＝麦作・野菜作りなどをして収入を確保するものも発生してきた。この土室庄の一色田経営の実態は明らかでないが、名田が現地の武士や代官によって蚕食されてきていたことから推測して、荘園領主としての皇室の支配は、一色田のうえからも後退しつつあったことは否定できまい。すでにのべた仁和寺領荘園も、応仁の乱以後になるとほとんど不知行になっていた（「内閣文庫所蔵文書」）。

柱本散在名田畠　三代将軍足利義満は、永徳三（一三八三）年五月二十八日に柱本掘跡散在名田畠を宝憧寺鹿王院に寄進した。宝憧寺は足利義満が康暦二（一三八〇）年春、夢のなかで異人が夢枕に立ち、「今年必らず大患あり、もし伽藍を建立し、大福田と名づけ、宝憧菩薩・観音菩薩・多聞天王を安置すれば、命を延ばし福をえる」と告げたことにより発願したもので、二月二十一日に立柱がおこなわれた。南禅寺前住春屋妙葩を開山とし、妙葩は自らこの地を終焉の地と定めて塔所鹿王院を創め、自分の所領を喜捨してこれを営建したのである。鹿王院の名が著名となり、次第に宝憧寺の名は廃絶して、天龍寺の塔頭とな

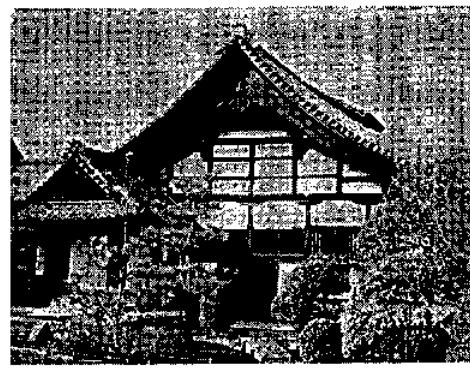

写149　嵯峨鹿王院（京都市右京区嵯峨）

っていった。妙葩の塔頭料所として貴顕の寄進があいついだが、摂津国内では多田庄内阿古谷上下、吹田西庄内舎殿地頭職などがあった。柱本の散在名田畠は決して大規模な寄進ではなかったが、北野九郎左衛門尉法師明照が領有していたと思われるものが寄進されたのである〔中世一四九〕。しかし文明十（一四七八）年五月の足利義政の鹿王院領に対する安堵状にその名はみえず、柱本近辺の散在名田畠の領有はそう長くは続かなかったものと思われる。

富田庄　高槻市域内において東部の安満庄とならんで規模の大きな荘園は西の富田庄である。しかし荘園の性格としては、安満庄が常林寺領・仁和寺領＝皇室領や春日神社領＝藤原家領というように個別的な権門の荘園であるのに対して、富田庄はこれから述べるように中央官衙領としての性格をもっている。

富田庄の一部は室町幕府御料所であった。応永十一（一四〇四）年七月、将軍職をすでに足利義持に譲りながら日本国王としての振舞いをしていた足利義満は光有なるものに御料所富田庄の知行を命じている〔中世一五八〕。これをうけて管領畠山基国も摂津守護細川満元に、その命を帯し光有なるものに富田庄の円滑な知行をさせるよう伝えている〔中世一五九〕。この文書は烏丸家に伝えられているものであるが、烏丸家に当時光有という人物はおらず、むしろ烏丸家の本家筋にあたる日野有光のことではないかと思われる。応永十一年当時、日野有光はまだ一八才で公卿の地位に列してはいないが、叔母が准三后・従一位の地位にあって権勢をもつ足利義満夫人日野業子であってみれば、日野有光に対して義満からこのような恩顧が与えられることは十分にありうることである。この日野有光は、嘉吉三（一四四三）年九月二十三日、将軍足利義勝が死んで八

才であった義政がそれを継ぐことが決まってから約二カ月後の空白時期を機に、万寿寺僧であった南朝宮を擁立しようとして比叡山の僧と結び内裏に乱入し、清涼殿に火をかけ剣璽を奪い取るという謀叛をおこした張本人といわれ、二十五日に万寿寺金蔵主とともに誅され、二十八日には息の日野資親らも誅された（『公名公記』『天地根元歴代図』『看聞御記』など）。このことによって日野家関係の古記録の一部が、分家筋であった烏丸家に移された可能性がないわけではなかろう。

富田庄は文明十九（一四八七）年頃にも幕府の御料所としてみえている。すなわち同年四月十七日に幕府は一色政具を富田庄代官にすえ、彼が提出した請文通りに年貢を納入すべきことを命じている（『中世二三九』）。一色政具が提出した請文は現存しておらず、富田庄御料所の年貢額がどの程度のものであったか明らかではない。この代官となった一色政具は、将軍に近侍する奉公衆＝幕府直属軍の一員であって、将軍足利義政から諱の一字「政」が与えられて「政具」を名乗ったといい（『一色丹羽系図』）、長享元（一四八七）年七月七日、義政が主催した七夕節句の連歌の会に列席したりしており（『蔭涼軒日録』）、いわゆる東山文化の担い手の一人であった。

将軍の奉公衆を中心とした直属軍の編成も明応二（一四九三）年四月の細川政元によるクーデターによって瓦解した。その後の富田庄支配としては、大永元（一五二一）年九月に安楽坊なるものに下

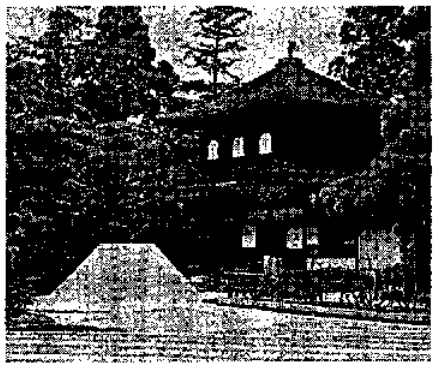

写150　足利義政ゆかりの銀閣寺

代官職が宛行われ〔中世二九九〕、さらに天文八（一五三九）年六月、幕府政所執事伊勢貞孝は御服御料所としての富田庄を政所直務支配にしようとしている。

富田庄は上質の米の産出地であった。南北朝内乱の頃、沙弥友阿なる人物が、右衛門尉貞直から諸権利を買得して大炊寮富田御稲田の支配に乗り出した時には、この稲田から供御役として毎年五斗の稲と毎月一斗の御粥用の稲のほか平野神社供祭用の「おこわ米」などを上納していたという。これらの稲は皇室において食用に供されるものであった。また当時、公事などの負担は若干減少はしていたが、宮中における正月の毘沙門講の費用にあてる三〇〇文と、宮中小舎人所酒肴料一〇〇文を年始の公事として納入していたという。また三貫文は和泉女房の衣料として収納されていた。沙弥友阿が富田御稲田の現地管理に当っていた時にもっていた権利は富田御稲仕女職といい、この稲田が当地の乙女によって経営されていたことを思わしめるのである。神田の田植が早乙女によって実施されることは各地でみられたことであるが、ここでも神聖な大炊寮への供御米として、その生産が乙女の労働によって支えられていたことが予想されるのである。

この富田御稲田は南北朝内乱時に現地の武士芥河一族らによって押領されることがありながらも経営はなお続けられ、観応元（一三五〇）年七月十八日、沙弥友阿は富田御稲仕女職を二分して娘二人に譲与することとしたのである。しかし勘解由小路兼言の妻となった姉には仕女職の半分が宛行（あてがわ）れず、妹の尭心房が父の譲状などの正文を帯びて進退している事態となっていたため、貞治三（一三六四）年四月に姉は改めて大炊寮頭中原師守を通じて仕女職半分の安堵を求めたのである。このことを大炊寮頭の方で検討を加え、父友阿の譲与の旨にまかせて姉である勘解由小路兼言の妻にも半分の仕女職を安堵すべきことが決められ、大炊

寮への安堵料とその斡旋に努力した中原師守への申次分礼金の支出を求めたのであった。しかし六月になって、妹の尭心房は安堵料五貫文と申次分二貫文のうち、それぞれ三貫文と一貫文を納入し、残額は十月中に完納するとの請文を提出したにかかわらず、姉は一貫五〇〇文の納入だけを主張したため、大炊寮では仕女職半分の安堵を拒否し、全部を妹尭心房に安堵することにし、上述の安堵料納入となったのである。そして六月十七日に大炊寮は富田御稲田供御人に下文を発し、父友阿の譲与をえたが姉は辞退したので妹清原氏女心房が仕女職を一円に沙汰するものとして補任状を与え、同地尭の供御人にその旨を伝えたのである〔中世一二五〕。

以上のことから富田御稲田仕女職とは、荘園一般にみられる庄官にあたるもので、この権利が清原友阿の手から息女二人に与えられ、女性の庄官が誕生していたことになる。しかしこの権利は当人存生中に限られ、死後は清原家に返還されることになっていた。またこの御稲田の経営にあたっていた供御人も女性であって、それが相伝されていた可能性がないわけではなかろう。

中条村　治部卿忍乗（勧修寺経量）は私領を永和元（一三七五）年三月に孫の前讃岐守定宣に譲与した〔中世一四四〕。それは子息であった経春・量定が早世してしまったこ

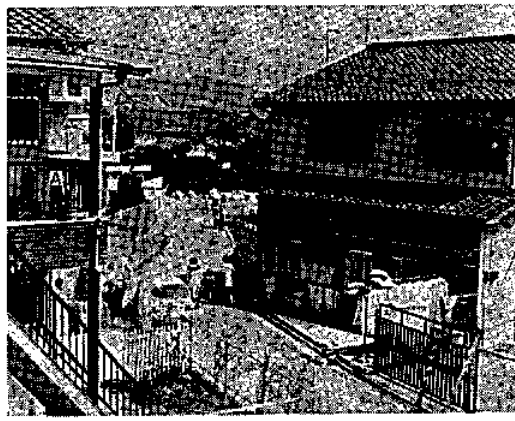

写151　小字金竹付近（市内東五百住町三丁目）

とによる〔『尊卑分脈』〕。その私領の一つに摂津国中条村金武名があった。この中世における名の規模は二町歩あったが、現在高槻市東五百住町三丁目の小字「金竹」として残っているほぼ一町歩の場所にあったことは間違いがない。中世の名の名称が高槻市域内で残存している稀有な例である。この私領を勧修寺経量から孫定宣に譲与することは、それから四年後にあたる康暦元（一三七九）年九月に萩原宮の令旨がでて、建武二（一三三五）年十二月二日の後醍醐天皇の勅裁や貞治元（一三六二）年七月二十二日の北朝光厳院々宣の趣旨の通りに勧修寺家の継承者である定宣の知行が確認されたのである。

萩原宮はもと足利幕府が擁立していた北朝皇太子として崇光天皇を継いで天皇になると予定されていた花園天皇皇子直仁親王であったが、正平六（一三五一）年の南北の和睦により廃され、翌正平七年閏二月南朝方の策謀により、北朝方の光厳・光明・崇光の三上皇とともに八幡に移され、のち河内東条へ、さらに賀名生に幽閉のありさまで移されたのであった。そのことによって南朝は北朝系の皇統継承の根拠を奪おうとしたのであったが、足利方の強引な後光厳天皇擁立もあって実際的効果を失い、南朝は延文二（一三五七）年二月に光厳法皇・崇光上皇とともに直仁親王を京都に送り返したのである。また直仁親王は単独で逃げ帰ったともいう。以後直仁親王は父帝花園天皇の故地萩原宮に依って生活を送っていたのであった。

祖父勧修寺経量から家領を譲られた定宣は、応永二（一三九六）年正月にそれを明深房経増に譲与した〔中世一五〕。この経増と勧修寺定宣との関係は明らかでないが、経増は梶尾高山寺の僧であって、応永十七年十月十八日に諷誦文を捧げている経増その人であろうと思われる〔『高山寺古文書』〕。室町幕府は応永二十年十月十日に御教書を高山寺光照院に発し、中条牧五百住村内金武名の所務をまっとうせよと命じている〔中世一六六〕。

第四節　村落生活

村の道

村を縦横に通じている大小の道路は、住民生活にさまざまな影響をもたらす。高槻市域を横断する西国街道は、古代国家が開いた幹線道路であって、中世でもクリ石が敷きつめられ、側溝が設けられていて、車駕人馬の往来は激しかった。しかしその道路が沿道の住民に与えたのは、大きな恩恵であったというより、戦乱の余波をまさに燎原の火のごとく受けることのあったことはすでに南北朝内乱の項で述べたところであるし、その道路を管理・維持あるいは修造するために徴発される労役負担もまた多かったことが予想される。また条里にそって、水田のなかを東西に走る中規模の道路は、縄手（畷）などとよばれて、これは農村の生活や生産と結びつきの強い道路であったが、南北朝内乱期に安満縄手の合戦があったように、これらも戦乱に利用されるようになった。集落を結んだり、集落内を通ったり、耕地・山野

写152　西国街道（市内芥川町四丁目）

を結ぶ道路など、多様な道路が長い間の村落生活発展のなかで開発され、踏みならされてきて、便利さは増したが、それらの日常的な管理維持は村民共同の負担となっていたのが普通であった。

天文十（一五四一）年秋、細川晴元とそれに一度臣属していた木沢長政とが、芥川城をめぐり攻防戦を展開した時、芥川の遥か西方にある奈佐原庄も兵火の被害をうけ、今熊野領として現地支配にあたっていた政所に保管されていた文書が散逸してしまった。そこで少し平隠を恢復した天文十四年暮に、重要文書をもとの通りに作製した。そのなかに、奈佐原庄内に散在する岩谷・金坂・村切・天谷・中尾谷・土谷・脇切・大木畑ノ谷・エモチヲ・穴虫・新開谷・菖蒲谷・八講田・白土・大柳・蛸田・神田・トノ田・井口・落合・フケカ谷・塚穴口など（このなかには小字名として現存するものもある）から一把・二把と稲を刈り集めてきて、奈佐原庄の特別な経費にあてるための記録がある。その稲の合計は九束七把半であったといい、当時なお農村で稲を計量する場合に、枡ではなく、伝統的な束把による方法がおこなわれていたが、ここでもその方法がとられていたことがわかる。一束＝一〇把、古代においては、一把は一握の稲穂三つを合わせたものであったが、

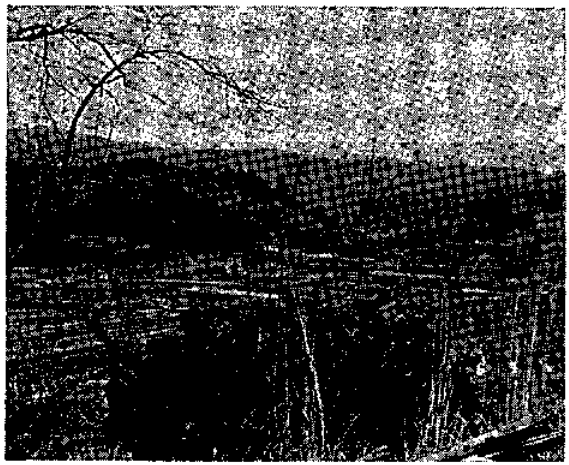

写153　奈佐原村から奥蛸田を望む

当時奈佐原では稲穂四つ握りを一把といったようにも思われる。このように稲が庄内から據出されて、領内の山道の維持管理費に充当されたといい、住民が共同労働で道路作業を実施する場合の食料や日当に供されたり、また一部は住民の連絡役や使者にあたった人の手当てとして支払われたのである〔中世三五九〕。

村の座

もともと荘園は領主の支配・領有のための区画・単位であって、安満庄のように百町歩に及ぶ大規模なものから、勧修寺家領であった中条村金武名の二町歩にすぎない小規模なものまで大小さまざまである。もちろんその荘園は、現地の農民たちの集団的な生産活動に支えられていたのであったが、その活動が歴史の表面にあらわれることは少なかった。しかし南北朝時代以降になると、それまで荘園支配の陰にかくれがちであった農民の集団的な村落生活・政治的行動が歴史の表面に現われてきて、活発な動きを示すようになる。

応永二十九（一四二二）年二月、仁和寺菩提院領荘園の安満承香勅旨田の支配にあたっていた雑掌定勝は、国内の戦乱をきっかけにして、現地の農民たちが荘園に横暴を加えることがあったと歎いている〔中世一七二〕。定勝は現地の非法な集団を「土民百姓」と称していて、彼らに侮蔑と嫌悪を加えているが、このことは農民が農村の自治を担うに足る力を次第に養ってきていたことの証左である。そのことが荘園の記録のなかに「郷」や「村」が多くみえはじめる根拠でもあった。

貞治五（一三六六）年九月十日、室町幕府が観林寺領木工庄を本家雑掌に支配させるにあたって、木工庄は本郷・安満・津江・勅旨の四ヵ村から成り立っているとわざわざ注記している〔中世一三二〕。前節でふれた勧修寺家領摂津国金武名は、永和元（一三七五）年段階では中条村金武名、応永二（一三九五）年では中条牧金武

名であったものが、応永二十年段階ではじめて中条牧五百住村内金武名がでてくる。この間に五百住村が新しく成立をしたのだといえないこともないが、五百住村が支配する側にとっても次第に重視される行政区画となってきたことを暗示するものであろう。

真上村牛飼山の景勝地に営まれていた禅寺霊松寺はかねてから近隣の武士らの崇敬をあつめていたが、その境内地が狭少であったため、その地継きの丘陵を所有していた真上村の村民らは、その一部を寄進した〔中世一二六〕。その時、真上村との新しい境界に松を植えて目印としたのである。この寄進に際しては、真上村の代官田辺次良衛門貞重と上宮の別当権律師覚厳が署判を加えたうえで、村民の代表者である大座の衛門太郎衛門・新座の性善・コカラ座の道久の三人が連判して寄進をしている。この大座・新座・コカラ座は真上村の村座を構成する三座であって、それぞれの座には段階的な秩序があって、恐らく「大座」に属する家は真上村のなかでも家柄が古く、いわゆる根本住人と呼ばれる人びとが所属していたと思われる。それに対し「新座」は、新らしく分家独立した家族や、弱少農民から台頭して家を構へカマドが認められた新興農民、または他村からの移住者などで構成されていたのであろうか。「コカラ座」がどのようなものであったか推測できない。これらの三座の間には厳格な区別があって、容易に座の所属を変更することはで

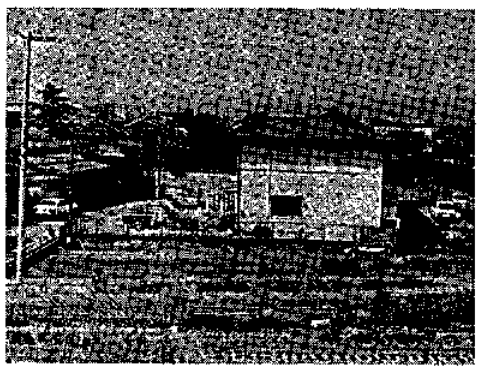

写154　津之江旧村付近（市内津之江町一丁目）

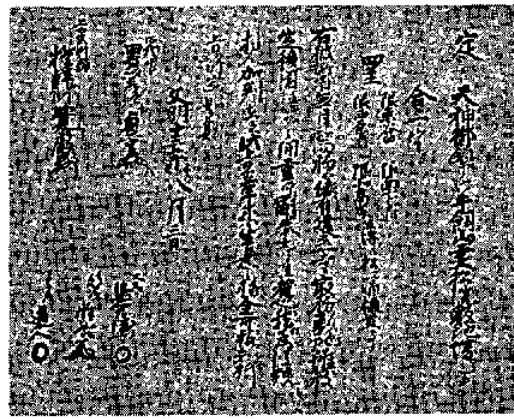

写155　霊松寺敷地契状（霊松寺文書）

きなかったのである。このような内部の階梯制と、代官などの村政関与のもとで村落の自治が成立している場合も多かったのである。農民を主とした村人だけが、かなり平等な関係を保ちながら荘園領主や現地の武士などと対抗しつつ、自治を強く主張することもみられたが、高槻市域内においては一六世紀に入ってこれが宗教一揆の形態をとって展開したのである。

水　論

それにしても中世後期の村落においては、農民の自治・自衛の意識や行動がいかに高揚した時でも、内部のさまざまな矛盾が解消することはなかったし、また村と村との利害が対立することもしばしばであった。

真上村の灌漑用水は同村の地頭であった真上氏の支配するところであったが、その用水を利用するにあたって農民は井料稲を真上氏に支払った。その際、真上村の住民の井料は反別三把であったが、他村のものはその倍の反別六把を支弁せねばならなかった。この差別は、真上氏が真上村内の水利権を支配していたからとくに強くあらわれることになったと考えられるが、それがなくても他村の水利に依存して灌漑をしたり、他村に出作している農民が割高の井料を支払わねばならないことはありえたと思われる。

真上村の灌漑は芥川に依存する部分が多い。したがって真上氏が支配していた井堰も芥川に設けられていたものかも知れない。しかしこの芥川に井堰を設け、灌漑している村々は多く、真上村対岸、すなわち芥川右岸にあたる郡家村もまたそのような村の一つであった。村それぞれに井堰が設けられるのであるが、芥川の流水量が減少してくると水を奪いあって村と村との対立も起ってくる。

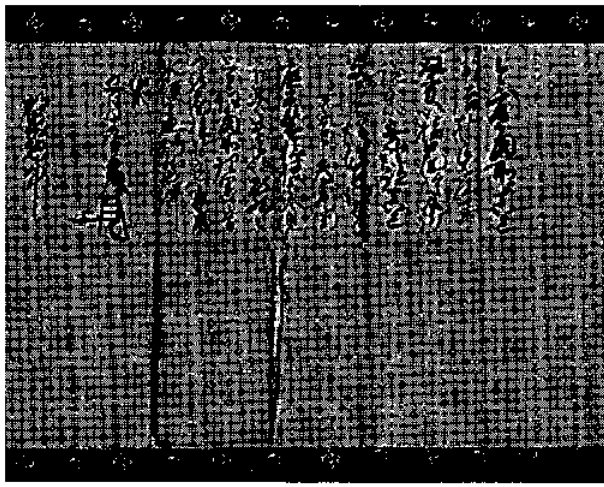

写156　三好長慶水論裁許状（郡家区有文書）

天文二十二（一五五三）年夏には、松尾神社社家と四カ郷とが芥川の用水をめぐって争論を起こし、内蔵寮の芥川率分所（関所）の支配にあたっていた内蔵頭山科言継は争論が芥川率分所から近いところで起っていることもあって、両者の調停に努力している。当時芥川城には芥河孫十郎がいて、これを三好長慶軍が攻撃しているという動乱時であったが、現地の行政に当っていた鳥養兵部丞に尽力を依頼している（中世四〇八）。その時どのような結着をみたのか明らかではないが、永禄二（一五五九）年に芥川用水をめぐって、真上村と郡家村とが争論を起こして、三好長慶によって調停がなされた時に作製された絵図によると「天文廿二年又床」と注記された井堰が

描かれており、これは天文二十二年に新設された井堰とみてよかろう。この時の松尾神社社家と四カ郷との水論はこの井堰を設けることによって和解をみたのではないかと思われる。この四カ郷がどこであったか明らかでないが、かなり大規模な水論であったと思われる。

すでにふれた永禄二年の真上村と郡家村の芥川用水争論は、その絵図によって「弘治三年又床」をめぐってのものであったことは間違いない。この部分に注記があって、三好長慶から上使を派遣して現地調査させたところ、郡家村の言い分に正当性が認められるとして、弘治三年井堰を郡家がふたたび構えることを認めたのである〔中世四四二〕。この三好長慶の水論裁決状の宛所は「郡家惣中」とあって、自治的な惣村がこの紛争の主体となっていたことがわかる。一方、真上もそれに対抗する惣中を形成していたものと想定される。

草刈場相論　草刈場は当時の農民たちが、肥料にする草を刈ったり枯葉を採取したり、また牛馬を放牧し牛馬の飼料を刈り取ったりする共有地として、きわめて重要なものであった。また草刈場に樹木があることも普通のことであったが、これは家屋建築用材や薪として利用されることもあった。文明十三年真上村の農民たちが、その村民共有地を割いて霊松寺敷地として寄進したことについてはすでに述べたところであるが、その寄進状の文言のなかで、寄進地内に繁茂する草木はすべて寺用にされたいとことわっていることをみても、敷地の単なる寄進にとどまるのではなく、その村有地の用益権も放棄するものであって、現実的にはさまざまな経済生活上での不利益を甘受しなければならなかった。寺の境内との境界に松を植えたのも、寄進しなかった村有地の厳格な確保を願う気持が如実にあらわされているように思われる〔中世二二六〕。村落生活の拡大発展はこの共有地の利用をいよいよ高めるということであって、利用をめぐって村落内

の規制も強くなってきた。このような共有地は、他村との共有（立ち会い、入り会い）である場合もあるし、境界を接して草刈場が同じ山や丘陵にある場合も多かったから、その草刈場をめぐって争論が起ることも稀ではなかった。

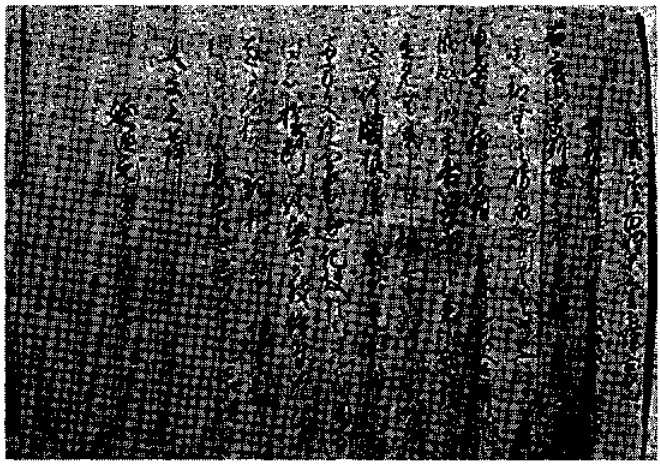

写157　摂津国安威庄百姓等申状写（阿為神社文書）

延徳元（一四八九）年十月十三日に安威庄（現茨木市内）農民は虻山（現阿武山）草刈場をめぐって奈佐原庄（現高槻市内）農民と争論が起ったとして調停を求めている。この安威庄農民の申状は、元のままの文書ではなく、後で備忘のため写しとっておいたものであるから筆写時の誤記もあるらしく文意の通じ難いところもあるが、紛争の内容はほぼ次のようなものであった。安威庄農民の云い分では虻山の草刈場は前々から四ヵ村が区画をわけて利用するよう指示をうけていたが、奈佐原庄農民は虻山草刈場は区画分割されないで利用してきていたと主張して、安威庄村民用益地にまで踏みこんで非法を加えている。したがって安威庄・奈佐原庄の双方の関係記録を提出させて従来の根拠を糺して、安威庄農民のいい分が正しいことを再確認してほしいというものであった〔中世二四五〕。どちらのいい分が正当なも

のであったか、関係記録が他に残っていない現在においては確かめようのないのは残念であるが、現在高槻市と茨木市との境界にある阿武山は、当時近隣農民の草刈場として重視されていたことは確かであり、しかもかなり明確な境界を設定しなければ、用益をめぐって村と村との対立が起るほど、余猶のないものになっていたことがわかる。この紛争のあった翌年の延徳二（一四九〇）年十二月三日に時の最高の権力者細川政元は武将五、六名と軍兵百余名を率いて摂津国にきて、狩をおこなった〔中世二四六・二四八〕。その狩場は「伊原岐」（現茨木市）であったといい、〔晴富宿禰記〕。芥川辺にそのための家屋を建てならべて、荘園を不法に占拠し、周辺の農民を役夫に徴発して駆使しているなどのことがあり〔中世二四九〕、阿武山あたりが狩庭として点定されたと思われる。村と村との用益をめぐっての対立まで発生するような厳しい状態にあっただけに、この狩庭としての独り占めは、周辺の農民にとってはひとしお手痛いことであったろうと思われる。

祭礼と宮座

民衆のさまざまな生産活動と結びついた呪術的な祭礼は、すでに古い時代から民衆をとらえていた。ところが中世になると、荘園領主の側から荘園支配・庄民撫民のよりどころとして、外から神社や寺院がもちこまれ、そのための祭礼や仏事が押しつけられ、古来からの現地の伝統的な祭礼などと結びついて村民の間に新たに滲透してゆくこともあった。

春日神社領安満庄と春日神社勧請のことについてはすでにふれたところであるが、中世後期の祭礼の実態をほぼ伝えるものと思われる成合村の春日神社の神事についてふれておこう。

応永（一三九四～一四二七）年中まで、すなわち一五世紀初頭までは、成合の春日神社は社領もあり、近郷近在の春日社の本社としての社格を保ち、近隣七五郷にわたって住民の崇敬を集めて神事祭礼が勤められて

いた。春四月七日の祭礼には能五番が演ぜられ、さらに秋十一月の初申（はつさる）の日には能三番が奉納されるという荘厳華麗なものであったという。しかし応永末年の頃、社領は退転し多くの郷が神事祭礼から離脱し、わずかに成合・安満・古曽部の三ヵ村で神事祭礼を勤めるのみとなっていったという。細川氏の摂津守護領国体制の発展のなかで春日神社領荘園が蚕食されてきたことはすでに前節で述べてきたところであるが、成合の春日神社の神事祭礼がそれと軌を一にするように衰退したであろうことはある程度想定されるところであるし、荘園領主から勧請された神社が、現地で十分に根をおろすことは困難なことではなかったかとも思われる。それにしても春日神社がもっとも繁栄していた頃、果して七五ヵ郷の住民から崇敬をうけていたかどうかということもやや疑わしく、誇大にすぎるのではないかと思われる。成合・安満・古曽部三ヵ村立ち合いの氏神として再編成された一五世紀初頭以後、八名の社人と宮座（座中）とによって神事祭礼が勤められていた。永享九（一四三七）年四月に悉檀寺住僧頻乗（悉檀寺は春日神社の神宮寺であった）によって書かれたという記録によると〔中世一七四〕、八人の社人はみな藤原朝臣を称し、四位に叙せられていて、社宝として冠・装束・水晶

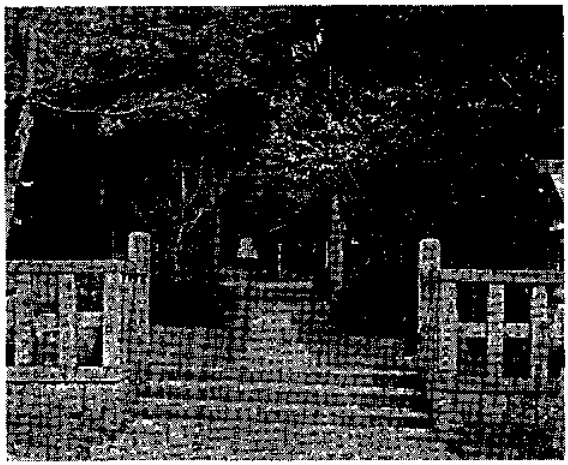

写158　成合春日神社（市内成合北の町）

念珠や鞍などの馬具などが伝えられていたという〔中世一七四〕。この三カ村よりなっていた宮座は中世後期に畿内およびその周辺地帯でひろく展開をみていた惣村の宮座にあたるものだが、近世に入ると大方の宮座がそうであったように各村毎に分解してしまった。このように分解した後にこの惣村の鎮守であった春日神社は安満村だけの鎮守となり、それが磐手杜神社である。この磐手杜神社の宮座は一ノ馬座と女郎馬座（上薦座）の二座から成り立っていたが、安満村では一ノ馬座に入っていたのは藤林・入江・小西の三軒だけであり、この三軒は昔から称宜の家筋であったとされている。近世この称宜となった家筋が中世では社人であり、三カ村あわせて八家であったと考えてよかろう〔高谷重夫『高槻の民俗』〕。

中世の八社人は他の村落の方法とほぼ同様に、年令順に一老から八老までの老次（薦次）が決められ、一老となった社人は、その年一カ年間の春日神社における神事祭礼の行事を中心となって運んでゆくのであるが、このような地位についた一老のことを職事（しきじ）などとよぶ宮座も多かった。この一老を無事勤め終えると、隠居役となり、それまでの二老が一老となり、三老が二老となって、老次が一つずつ昇り、欠員となった八老が決まった家筋のなかから新しく選任されてくるのである。

さて春日神社の年中行事を紹介することにする。正月元日に

写159　成合旧村付近（市内成合東の町）

写160　桧尾川提防から安満旧村を望む

は八社人・座中のもの残らず早朝に神前に参詣し神酒を備え、二日に殿様（在地の武士のことか）に年始礼をし神酒を進上するが、これは一老の役目である。六日には八社人社参。御供十二膳を備える。七日よりは宮座の当人が備進する。七日には春日神社の神宮寺で本地仏大日如来に天下泰平・国土安全・諸氏子安穏などを祈祷、十日には山神殿に御幣を立て、神酒・御供の魚などを備え、一老・二老・三老による射礼の神事がおこなわれ、また乗弓神・下之宮へも御供が備えられ、御幣が立てられたりなどする。このような射礼の神事は結鎮ともいわれ、小正月の神事などとしてひろく行なわれていた。春日神社の射礼の神事は最近まで「歩射祭」としておこなわれていた。これを調査された高谷重夫氏は『高槻の民俗―祭祀習俗を中心として―』のなかで次のように紹介しておられる。成合の春日神社の末社であった山神では一月八日に、同じく末社の九頭（クズ）神では一月十日に歩射祭が実施されていたが、両社が合祀されてからは、一月十日一回だけとなった。当日には成合村の九人衆が揃って社参し、祝詞をあげ、一老・二老の二人が的を植えずの森に立てて弓を射る。射る時は「ヤーホイ、ソチヤモチヤナイカイ」とかけ声をした。矢は六本だが、的の真中に当れば射尽さずとも止めるし、当らない時は当るまで何本も射る。昔この森に大蛇が出たのを退治した記念の

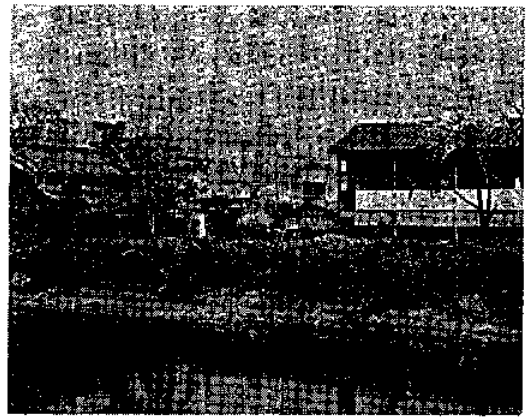

写161　宮ノ馬場付近（市内古曽部町三丁目）

行事であるという。射礼神事は安満の宮座でも「オセッチ」と称して一月十七日に行われていた。直径一・五メートルほどの的に黒丸を描いたものを立て、二〇メートルほどの距離をおいて一ノ馬座の当屋が射る。矢は二本で黒丸に当ればその年は豊年になるとして喜んだ。この日には餅撒きも行われ、当屋が用意し、大鼓を合図に行事が始まり、当屋が餅を撒いたのち、射礼がおこなわれるのである。中世においてもほぼ同様のことが行なわれていたと思われるが、この日に来年の宮座の当屋が定められ、座中残らず社参した。十四日には粥が備えられ、十五日には八社人が神酒を備え、氏子の安全が祈祷される。

二月には朔日に八社人社参、神酒を備える。毎月朔日にはまったく同様のことが繰り返される。初午日に八社人社参し、神酒御供を備え、神田神畑をその年に耕作する作人が決められる。この田畠の作物は神事祭礼の用途の一部に供されたものと思われ、その田畠耕作が決った農民は名誉と考え農事に励んだであろう。三月は朔日神事は例月の如くで、三月三日桃の節句にあたる日、御供・神酒を備え、社人・座中残らず社参する。

四月の初旬におこなわれる神事が、この春日神社でもっとも特色あるものであった。すなわち朔月の神事の日、安満村出身の八社人家で構成されていたと思われる「一ノ馬座」から三カ

年に一度馬を出す。その馬を出す任に当った当人(当屋・頭屋などともいう)は三年間精進するという規律を守らねばならなかった。二日には「御八ケ」(春日神社の鞍・大形の櫛・鏡などの宝物八点のことかと思われる)を宝蔵から出して勧請し、馬に乗る童(最近ではノリコといい一〇才前後の当人の家の男児が当っていた)が精進に入り、八社人・年行事に対して当人から饗膳が出される。三日に社人・座中に振舞。五日には一老から殿様に神酒・粽を指し上げる。七日の晩、安満村の春日神社末社(のちの磐手杜神社となる)に馬を牽いてゆき「足上式」が行われる。高谷氏の紹介によれば、この式は神主が馬にむかって「お馬の足をあげられて不足には候へども、栗毛八寸のお馬、もし気に入らねば一夜の中にひきかえ申す」と唱え、これによってこの馬は神馬の位をえるという。八日には安満村から春日神社神輿を迎えにきて、成合村立ち合いで安満村の末社に向う。その時安満村から「七度半」の使者が一老のもとに来る。そして悉檀寺寺僧の合図で座中のものが、童を乗せた神馬を牽いて安満村の末社に渡り、さらに安満・成合両村の神輿とともに古曽部村に渡り、立合で神馬奉納、そして一緒に安満村市場に集い神事が行われる。この一之馬座による神馬神事は三年に一度のものであったが、八社人から神事の神馬を出すことは他の年にも行われていたのである。近世になり、春日神社での三村合同の惣村的宮座が分解し、各村々での宮座による神事が実施されるようになっても、この神馬の神事はいよいよ盛大に特色を生かして継承された。天神の馬場で競い馬も行われた。中世の宮座記録では、競い馬の神事があった記述はないが、中世においても実施されていたのかも知れない。真上村の上宮に馬場があるし(中世一〇六)、古曽部地域にも小字「宮ノ馬場」の名が残っている。古くから藤原家領近都牧であったことの事情がこのような特色ある神事を発展させた理由の一つであろう。

五月五日端午の節句に当る月には八社人・座中残らず社参し、粽と神酒を備え、六月七日と十四日の両日にわたって、悉檀寺の霊宝である大般若経六百巻の虫干（虫払い）が行われる。和泉市横山地区などの例では、このような大般若経が病人のいる家に貸し出されて病気平癒祈願に使用されることもあった。現在成合神社には、応永年号の箱書のある大般若経が什物として保存されている（『大阪府史蹟名勝天然記念物』第一冊）。七月八日に社人が社参し、花積みの神事がおこなわれるが、これは七夕の節句に関係のある神事であろうか。八月十五日には放生会。九月九日の重陽の節句に当っては、社人・座中残らず社参し、若宮でも御供が備えられる。また九月中には吉日が選ばれ、稲の初穂が備えられ、惣氏子が社参しその豊作安穏が感謝される。惣村住民全体の秋祭りと呼ぶにふさわしいのはこの神事であったと思われる。

十月十五日には悉檀寺で八講が修され、同寺の御本地（大日如来）堂で誦経があり、座中全員で各米二升宛を出しあって、悉檀寺寺僧と八社人に振舞いが行われる。座中のものには酒五献がある。十一月朔日には、右口田・左口田とよばれるものから神酒が献ぜられ、同月初申の日には、日吉山王権現の神事が行われ、翁神楽が奉納される。十二月二十六日には春日神社の山林境内の見まわり（改という）が行われ、境内境界を示す榜示に御幣が立てられるのである。大晦日には八社人社参し神酒を備え、翌日の元日まで社頭にこもって越年するのである。

以上は成合の春日神社が安満・成合・古曽部三地域の惣社として崇敬をうけていた十五世紀中期ごろの、宮座の神事祭礼のうち主要なものをとりあげ、その概要をのべたにすぎない。農村における当時の神事祭礼としては、恐らくもっとも頻繁で荘厳なものの典型といってよいであろう。神事祭礼の主役は、現地の国人

層（殿様とよばれている）と悉檀寺の僧、さらに各村の特定な家筋に属しているものから選出された八社人であり、その他の中堅農家は座中として、制限された参加に過ぎず、その他の農民は惣氏子として、四月の麦初穂、九月の稲初穂の奉納に参加するにすぎなかった。それ以外の時には神事祭礼の役はほとんど与えられず、見物衆にすぎなかったものと思われる。

当時の祭礼や宮座は、春日神社と成合・安満・古曽部三カ村合同の宮座のように規模は大きく、近世の氏神と宮座のように村として個別的に独自なものが展開しているわけではなかった。しかしそれぞれが独自な地域の歴史的伝統や生産活動の特色を生かした祭礼神事がくりひろげられていたのである。

鵜殿にあった大和談山神社所管の関所では、文安二（一四四五）年八月から翌年七月までの一カ年間にわたって、関銭収納と現地で支出した諸費の帳簿が作製されているが、その支出の部分をみると、鵜殿近所での神事にあたって猿楽がおこなわれ、それに祝儀として二〇〇文を与えている。また正月の頃、現地の農民が松囃（まつばやし）をして遊ぶ時、やはり一〇〇文を酒代として与えている。このように中世後期の村落の祭礼には、娯楽性のあるものが次第に加味されてきて、閉鎖的な神事だけではなくなってきたことがわかる。

旅　行

平安時代頃までの社寺参詣・見物遊山のための旅はもっぱら貴族・官人・文人のものであって、庶民の旅は年貢運上や夫役として徴発されたりした際の苦痛をともなった旅が主要なものであった。しかし、中世も後期、室町時代頃になると民衆の社寺参詣・見物遊山の旅も普及しはじめる。もちろんそれとても、近隣近在の日帰り可能な範囲のものが主であったろうが、次第に数日をかけての旅行も行なわれたものと思われる。

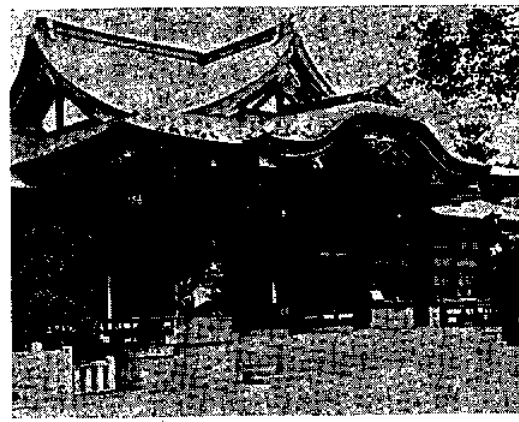

写162　西宮戎神社（兵庫県西宮市社家町）

前項でふれた鵜殿関所が支出したもののなかに「地下ノ殿原連西宮参ノ様ノ代」とあり、鵜殿近辺の地侍たちが連れだって西宮の夷さん参詣に祝儀として酒代を贈ったこと、「地下ノ衆原達伊勢参ノ銭ノ様之代」とあるのは現地の地侍の妻女たちの伊勢参宮かと思われる。この伊勢参宮には先達をする御師の活動があるが、同様な活動を示すものに熊野御師がある。熊野参詣を果そうとして願文を認め、近隣のものが講を結び、一族があい集うて、各地にある熊野参詣の先達にあたる寺院寺僧に託して参詣するのである。これらの寺院寺僧は熊野の道者と結びついて、この道者・先達が熊野参詣の案内や宿泊の世話をし、願文に記された趣旨を果させていた。道者・先達らはこの願文を預った信者を引旦那（旦那）といって支配・組織し、収入をえていた。摂津国島上郡において、このような熊野参詣人を組織していた寺院・寺僧としては、忍頂寺・霊山寺・神峰山寺・金龍寺金善坊などがあった。芥河氏一族や芥川村住人を引旦那としていたのは芥川の伊勢阿闍梨であったが、その道者を勤めていたと思われる井関道慶は、宝徳四（一四五二）年四月にその権利を一五貫文で定泉坊に売却している（「米良文書」）。また正平十六（一三六一）年三月頃、良宗房阿闍梨は、芥川の都々暦や善順・覚誉といわれる人びとの先達を勤めていた（「保井芳太郎氏所蔵文書」「大和古文書聚英」所収）。このように旅行で他境に出るとい

っても大部分は信仰のためであったと考えられる。

また高槻市城内の名社・古刹への参詣のため、おとづれる人も増加したことと思われる。泉流狂言「すね書」は芥川の天神さんを信仰する京都の上京住民と下京の住民との、月詣りの途次の口慰みを素材としたものである。芥川の天神とは上田部の上宮天満宮のことであろうとされている（『芥川村史資料』）。これは恐らく中世後期にもみられた光景であったろうと思われる。

中世において高槻市域内を通っていた主要な道路はいうまでもなく西国街道である。京都住民の芥川の天神参詣ももちろんこの街道を利用したものであった。往来繁くなるとこの街道ぞいに宿場も発達してきた。宝徳四年四月、有馬温泉に出かけた相国寺僧瑞渓周鳳は、京都を出発し山崎宿の藤屋で昼食を食べてから、広瀬（現島本町）を経て神内・梶折（かじせり）（梶原）・安満・芥川・祢宇志（郡家あたり）・宮田（以上現高槻市内）から大田・宿河原（以上現茨木市内）を過ぎ、瀬河の油屋に午後四時頃到着し。宿泊しているその間宿場らしき記載があるのは宿河原であり、上野宿とも呼ばれていたらしい（『中世』一八六）。その中間の交通要衝で、西国街道と丹波路の交叉点にあたる芥川も宿場としての発展をみていたのではないかと思われるが確かな史料は見当らない。

第五節　鵜殿関所と芥川率分所

鵜殿関所

鎌倉時代中期以後、各地に関所設置が増加しはじめ、室町時代には著るしく増加し、寛正三（一四六二）年頃には淀川ぞいに三八〇カ所もの関所があり、関所ごとで関銭を徴集する

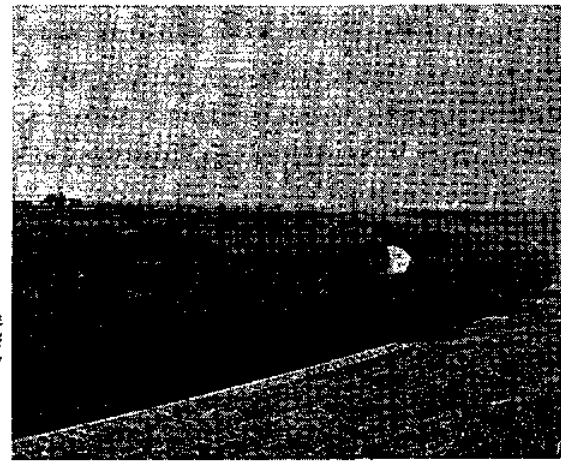

写163　鵜殿の関あと〔小字殿関〕（市内前島五丁目）

ので洛中衰微し、京都五山の相国寺に送られてくる毎月の俵米がとどこおりがちであったと歎き、根本の関所は存続させるとしても、新関は停廃してはとの意見が出されるほどであった〔『蔭涼軒日録』〕。鵜殿にもそのような関所が設けられており、応永十三（一四〇六）年四月、諸関が停廃されようとした時には、鵜殿関所は淀川対岸上流の楠葉の関所とともに古来からのものであるとの理由で存続が計られようとしている〔中世一六二〕。このように古来からの関所といわれるものは、もともと中央政府が存廃に最終的な権限をもち、年限を限って大寺社の修理費用などにあてるために寄進されることも多かった。寄進をうけた大寺社では、関務をとるために寺僧社人などが給主・代官として現地に派遣された。鵜殿関所は、文安二、三（一四四五・六）年頃には藤原鎌足を祀る奈良県下にある談山（だんざん）神社の支配をうけていた。談山神社による鵜殿関所支配が、どのくらい続いたのか明らかでないが、文安二年八月から翌三年七月までのちょうど一ヵ年間の鵜殿関所の「銭納日記」と題された収支関係帳簿が残されていて、中世における関所の具体的な実態を知る唯一ともいうべき貴重な史料となっている〔中世一八二〕。

それによると関所は関務給主など五名の談山神社に関係する常住衆と若干の下部とよばれる雑務にあたるものがおり、彼らと鵜殿近辺の荘園を支配していた烏丸家やその代官たる玉村氏、さらに又代官二名との関係は深い。また常住衆は鵜殿の住人を宿主としてその屋敷内に住み、関所には番船があり、淀川対岸にある楠葉への渡し舟と専属の船頭をかかえていたと思われる。

表10　鵜殿関所収支関係表（文安2～3年）

〔収入〕	項　目	年　月	関銭額	徴集日数
	関　銭	文安2年		
		8月	26,092文	27日
	〃	9月	26,576	28
	〃	10月	27,300	29
	〃	11月	23,242	28
	〃	12月	22,659	27
	〃	文安3年		
		1月	10,245	23
	〃	2月	16,351	25
	〃	3月	16,524	27
	〃	4月	18,107	27
	〃	5月	13,066	17
	〃	6月	8,842	22
	〃	7月	22,944	26
	榊木本より納分		3,000	
	＊合　計		234,963	
〔支出〕	渉外費・交際費		18,588文	
	備品費		4,960	
	営繕費		1,837	
	旅費		2,276	
	消耗品費		1,376	
	運営費		116,014	
	合　計		145,051	
〔得分〕	給主得分		30,000文	
	公文給分		12,000	
	下部給分		10,000	
	目代受けとり分		31,500	
	＊合　計		83,500	
〔残〕	＊給主保管（繰越し）		6,146	

＊印は原史料記載のままで、実数値とは誤差がある。

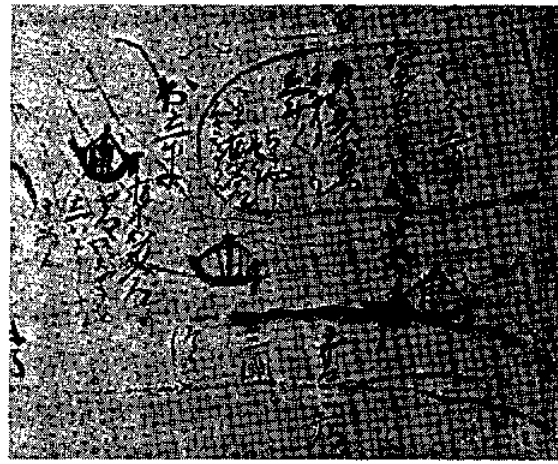

写164　淀川の船（教王護国寺文書―京大文学部古文書室所蔵）

いま一カ年間の収入・支出・得分などの決算を表示すると表一〇の通りであるが、「納日記」に記載された数値と計算のうえで出されてくる実数値の間には誤差がある。これは当時、銭千文を銭一貫文とはいいながら、実際は九八〇文前後であったことなどからくる誤差である。まず関銭収入からみて特徴的なことは、八月から十二月にかけて船舶・物資の往来が激しく、関銭収入も多いが、十二月大晦日から正月六日までは正月休みであって船舶とだえ、正月七日から船が上りはじめると記されて、このことから関銭は淀川を上る船に課せられていたことがわかる。五月から六月の農繁期はやはり閑散であるし、文安三年六月十三日から二十日にかけてはなが雨で船舶は動いていない。また七月十三日から十六日までも船舶の往来がみられない様子だがこれは盂蘭盆の休みと関係するであろう。

支出をみると現地での渉外・交際に関係するものが多い。すでにふれた烏丸家・同家代官・同家又代官など鵜殿近辺の荘園支配勢力との交際、摂津守護と管領を兼ねていた細川勝元とその家臣で摂津守護代であった長塩らの中間・力者に対する祝儀・饗応の費用、また鵜殿近辺の国人やその家族たちが参詣などの目的で

旅する時の祝儀、また現地で神事・祭礼がおこなわれる時の祝儀、また関所常住衆が起居していたと思われる宿主の息子の祝言に対する祝儀、また年末・年始の祝儀・贈答も多い。酒は尼崎まで買いにゆく場合もあった。また公方の雑使（守護の使節か）が摂津国内を巡見し、関々から一献料を徴集していることもみられる。燃料用薪入手のため地下に山手銭かと思われるものを支出したり、文安三年四月十六日の大雨で堤防を補強しなければならなくなって、国人の協力をえた時の酒のふるまいなどもあげられる。

こまごまとした備品費もあるが、武装用の矢購入、関所番船の補充、近江椀の購入などが目につき、営繕費として番船修理、関所敷地の整備関係費は大きく、臼の目切り、桶の結いなおしなどまである。旅費では関所と談山神社の間を関務にあたっていた良舜坊が数回往復する費用が主で、正月用品を買いにゆくための旅費とみえる。消耗品として用紙代、正月用のかざり松などがある。

支出の主要部分を占めるのは、関所常住衆の一年間の日常的生活費であり、ここには若干の得分も含まれていたと思われる。関所事務・業務にかかわる人足賃・関所収支決算時の支出、関所の安穏の祈禱料、楠葉の渡舟の運営にあたるものなどである。以上、現地での支出は関銭収入総額の約六二パーセントにも及ぶ大きな額に達している。

得分（利益）としては、目代に納入したとある談山神社の純粋な収益三一貫五〇〇文の外に、給主得分、公文・下部の給分、さらに次年分に繰越す分として給主が保管しているものを合計すると約九〇貫文に近く、関銭収入総額の約三八パーセントに当る。

この関銭収入が談山神社でどのような使途に供されたか明らかではないが、関銭徴集の関務はかなり多忙

なものであったことが推しはかられる。

鵜殿関は文明十五（一四八三）年頃は奈良興福寺大乗院門跡尋尊が支配する関所となっていて、当時の関所所在地は広瀬・水霊などと称される場所であったという。現在鵜殿の近くにそのような小字名は残っていないが、鵜殿に南接する淀川近くに殿関（現在の前島五丁目あたり）の小字があり、その辺ではなかったかと思われる。当時、大乗院門跡尋尊の支配する対岸の楠葉関は年間一一〇〇貫文という莫大な収益をあげていたが、鵜殿関はそれに達せず約半分にあたる五〇〇貫の収益をえていたという。談山神社支配時代に比較すると大幅な収益増加であった。そして興福寺はこの淀川ぞいの根本の関の利益を確保するために、他関の新設を阻止しようとしていたことがわかる〔中世一三二〕。そのような発展をうけて、当時鵜殿には宿屋もあったらしく、淀川通航者の宿泊の便を供していた〔中世一〇三〕。

三島江関　高槻市域内で淀川に関係する関所として鵜殿のほかに三島江中関と三島江下関の二つの関所があったことが知られている。

永享十（一四三八）年三月二十二日に奈良春日神社の支配のもとにあった淀関（在京都市伏見区）・三屋関（現枚方市）・三島江中・下両関と大庭関（現守口市）は法華寺殿国料船については南都興福寺の反対運動の結果、従来の関銭免除の特権が廃止されたので、関銭（御公用）や年始・歳末及び八朔（陰暦八月一日のことで田実の節句といって新穀の収穫を祝った）の祝儀を怠りなく納入するという請文を提出した〔中世一七五〕。その納入額は五つの関を集計して、正月から十月までは毎月七貫五〇〇文、十一・十二月の両月は月宛一二貫五〇〇文、合計一〇〇貫文に達した。既にふれた鵜殿関が談山神社・大乗院門跡など摂関家とつながりを持ちな

がら支配されていたと同様、これら諸関も春日神社・興福寺の支配をうけ摂関家とのつながりは深い。

だがここで問題になったように、当時幕府は諸関銭を免除させる過所を特定の船舶に与えていた。伊勢神宮船・将軍船・石清水八幡宮船・天龍寺船・山崎胡麻船・北野神社船・相国寺船・等持寺船などがそれである。この法華寺殿国料船も新しく関銭免除の特権が与えられたのであろうが、興福寺・春日神社など南都勢力の強硬な反対にあい、幕府はそれを撤回せざるをえなかったのである。

応仁・文明の乱の頃、三島江の関の一つは下鴨神社領として支配されていた。すなわち文明三（一四七一）年二月、下鴨神社禰宜祐康と祝秀顕の両名は、賀茂伝奏であった公家甘露寺親長のもとを尋ねて、神社造営費用を捻出する方法について相談をもちかけ、三島江の関銭について奏聞がされようとした。しかし、摂津三島江関は山名宗全・大内政弘らの支配勢力下に入ったため、関銭徴集は困難との判断から、細川方に立つ足利将軍家では近江の関を与え、その関銭によって造営を計らせようとしている〔中世二二二〕。そして内乱も一応鎮まった文明九年に、甘露寺親長は下鴨神社が三島江関を直務するようにとの勅許がでたと、蔵人所と幕府奉行人に連絡している〔中世二二二〕。

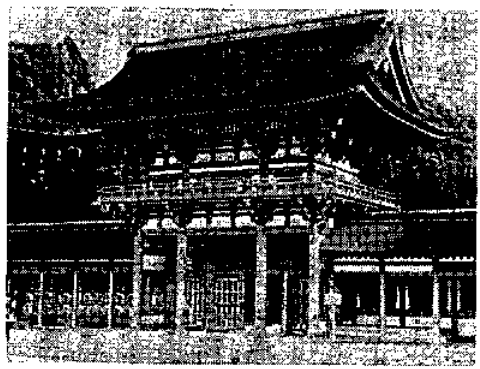

写165　下鴨神社（京都市左京区下鴨森本町）

芥川率分所

西国街道の要衝芥川に宿が設けられたのは鎌倉時代頃であった。その宿は交通の発展に支えられ、また

交通をさらに一層発展させる役割を担うものであった。しかし中世後期になると、河川の要衝に関所が増加し、荘園領主などによって関銭徴集が計られるようになったことと軌を一にして、芥川にも関所が設けられてきた。芥川の関は中央官衙であった内蔵寮の支配に属していた。南北朝時代、北朝にあって摂政・関白を歴任した二条良基が書いた『百寮訓要抄』には、内蔵寮の仕事として、「金銀珠玉錦綾をつかさどる、又天子の御服を奉行する所なり、今も月別の御服調進子細なし」と記している。芥川関の収入は、中央官衙や天皇家の金銀宝石錦綾・衣服の調達・保管費用の一部に充当され、その官衙の最高責任者は内蔵頭といった。それにしても関のことを率分所（リチブンショ・リッブンショ、のちにはソッブンショと読んだ）といったのは、「率分」とはそもそも数字でいう「分数」の意味で、中央官衙である大蔵・内蔵・大炊・主殿・掃部・図書などの寮がその収入の十二分の一を割いて、大蔵省率分堂に納めることがあり、その率分を補塡するために皇室御領内に関所を設けるようになったことから、関所のことを「率分所」とよぶようになったといわれている（奥野高広『皇室御経済史の研究』）。

文明十一（一四七九）年四月、京都日蓮宗寺院妙蓮寺は

写166　三島江の神峯山寺道（市内三島江一丁目）

応仁・文明の乱を避けて河内楠葉に預けておいた屏風一双を持ち帰ったが、楠葉辺から淀までの路次に関所が一三もあり、荷物をもっていない通行人にまで一人宛三文の関銭をとったといい、この話を聞いた壬生晴富は「稀代の不可思議なことで、でたらめも甚だしい」と日記につけている〔『晴富宿禰記』〕。芥川率分所の評判は記録のうえにみえないが、他とほぼ同様な評価が与えられていたであろうと思われる。

芥川率分所は天文初年まではさしたる支障もなく関銭を徴集していたと思われる。しかし天文十（一五四一）年頃になって、畿内近国の政治的実権を掌握していた細川晴元を支えていた摂津国内の武士の間に、次第に分裂が生じてきた。そのような動きのなかで、細川晴元の家臣薬師寺与一や晴元に臣服していた木沢長政は芥川城に拠っていたが、十月には三好長慶らの勢力を圧殺して晴元勢の力を弱め、自からは将軍足利義晴に直属することを企てるという、反細川晴元の行動を起した〔『長江正一』『三好長慶』〕。十二月に細川晴元が芥川城に迫り〔中世三四〇〕、翌十一年正月に入城を果すという動乱の過程で〔中世三四二〕、ついに率分所の収入も京送されなくなったのである。

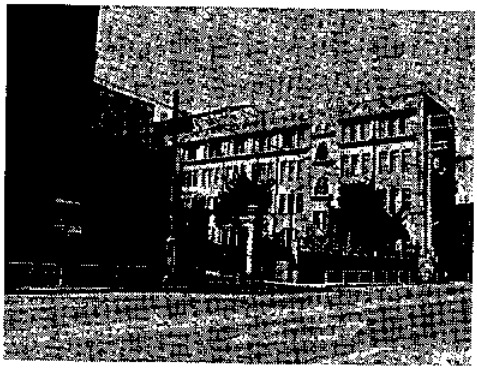

写167　妙蓮寺跡付近（京都市下京区大宮通仏光寺）

天文十一年の春、内蔵寮の長官であった山科言継の奔走により芥川率分所の再興を促す後奈良天皇の女房奉書がで、芥川を支配していた細川晴元とその家臣飯尾為清に対し、山科言継が協力を求めている〔中世三四四〕。それに対し、約二〇日を経た三月下旬、晴元と飯尾為

清の返書が山科家に届けられた。その返書には芥川率分所のことについては具体的なことは記されず、上洛した時に相談にあずかるとするものであった〔中世三四七〕。それからの晴元は戦乱にあけくれ、ようやく天文十三年四月になって、波々伯部左衛門尉・平井新左衛門らが率分所の管理運営にあたって再興のメドが立ち、六月には池田筑後守信正から関銭が届けられたのである〔中世三五六〕。

しかし天文十五年秋、細川晴元と細川氏綱の対立に摂津国の武士がふたたびまきこまれ、芥川も戦乱の舞台となった。また天文十七年には三好政長と三好長慶の対立が加わり、天文十八年五月、晴元の兵が芥川で破れ、六月には芥川率分所に関係していた波々伯部・平井ともに江口合戦で敗死、率分は中断されざるをえない情勢であった。そして芥川が三好勢の掌中に帰した時、率分所は三好長慶家臣今村紀伊守某が、独断でもって支配したらしい。八月に山科言継は三好長慶の勝利を祝うとともに、内蔵寮率分所のこれまでの直務支配を破って今村紀伊守が横領したことを阻止するよう依頼している。これに対し三好長慶は山科言継の意にそうべき意志を示したが、ことは実行されなかった〔中世三八二〕。山科言継はなお芥川率分所のために忍耐強く尽力している。天文二十年三月には烏養兵部丞貞長から率分を出すように要求し〔中世三八八〕、翌二十一年三月には幕府奉行人を相手に奔走し、幕府奉行人から率分領知を保証するとの奉書を獲得している。それをうけて細川晴元の尽力を期待している〔中世三九三〕。このような努力は天文末年まで続けられ、山科家家司沢路氏らが京都と芥川を足繁く往復するが、ついに再興をみずに停廃にいたったものと思われる。

西国街道ぞいで高槻市域内にあった関所としては、すでにのべた芥川率分所のほかに烏丸家領内の神内の関所があった。室町中期頃には不知行となっていたらしい〔『摂津国史』『料集六』〕。この関所のあった場所は、梶原地域

の東北部にあって神内地域にごく近い地点の小字に「関門跡」というのがあるが、恐らくここであったと思われる。